

商工建設常任委員会会議録

平成19年5月24日

場 所 第5委員会室

平成19年 5月24日 (木曜日)

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・平成18年度の企業誘致の状況について
- ・最近の観光動向等について
- ・入札・契約制度改革に関する実施方針について
- ・道路整備の中期計画の作成について
- ・一ツ葉有料道路の値下げ実施状況について
- ・宮崎県景観形成基本方針について

出席委員 (9人)

委員	長	横田	照夫
副委員	長	田口	雄二
委員		坂元	裕一
委員		蓬原	正三
委員		水間	篤典
委員		濱砂	守
委員		萩原	耕三
委員		外山	良治
委員		武井	俊輔

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	高山	幹男
商工観光労働部次長 (商工担当)	河野	富二喜
商工観光労働部次長 (観光・労働担当)	後藤	厚一

部参事兼商工政策課長
 新産業支援課長
 企業立地対策監
 地域産業振興課長
 経営金融課長
 観光・リゾート課長
 労働政策課長
 地域雇用対策監
 工業技術センター所長
 食品開発センター所長
 県立産業技術専門校長

内戸保 博 秋
 矢野 好 孝
 森 幸 男
 工藤 良 長
 古賀 孝 士
 橋口 貴 至
 西 盾 夫
 金丸 裕 一
 河野 雄 三
 青山 好 文
 坂口 正 紀

県土整備部

県土整備部長
 県土整備部次長
 (総括)
 県土整備部次長
 (道路・河川・港湾担当)
 県土整備部次長
 (都市計画・建築担当)
 高速道対策局長
 管理課長
 用地対策課長
 部参事兼技術検査課長
 道路建設課長
 道路保全課長
 河川課長
 ダム対策監
 砂防課長
 港湾課長
 空港・ポート
 セールズ対策監
 都市計画課長
 公園下水道課長
 建築住宅課長
 営繕課長

野口 宏 一
 濱 砂 公 一
 山田 康 夫
 江川 雅 俊
 岡田 義 美
 持原 道 雄
 小野 健 一
 児玉 幸 二
 荒川 孝 成
 東 康 雄
 児玉 宏 紀
 小城 文 男
 桑畑 則 幸
 竹内 広 介
 立脇 政 利
 河野 大 樹
 富高 康 夫
 藤原 憲 一
 藤山 登

高速道対策局次長 渡 邊 純 教
労働委員会事務局

事 務 局 長 黒 木 康 年
調 整 審 査 課 長 渋谷 弘 二

事務局職員出席者

総務課主任主事 児 玉 直 樹
議事課主任主事 古 谷 信 人

○横田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、現在、お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程表のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることとしたいと考えます。また、今、申し上げた要領で、今回より執行部の入れかえを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

皆さん、おはようございます。商工観光労働部の皆様には、本当に御苦労さまでございます。

一言ごあいさつを申し上げます。

先般行われました臨時県議会におきまして、私ども9名が新しく商工建設常任委員会の委員として選任をされました。私は今回、委員長をさせていただくことになりました宮崎市選出の横田照夫でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。これから2年間、この9名が皆さん方にお世話になることとなりますが、ひとつおつき合いのほどよろしくお願ひ申し上げます。

東国原知事がマニフェストの中に100社立地の1万人雇用とか、また観光振興とか、商工観光労働部の所管項目について、いろいろと掲げておられます。今後、皆さん方はその方向に向かって行動していかれることになるとは思いますが、私たち委員もその方向に異論を持っているわけではありません。問題はそれをどうやって実現していくか、その方法論じゃないかなというふうに思います。これからしっかりと議論を重ねていきたいと考えますので、委員の立場で、また執行部の立場で、忌憚のない御意見を出していただきますようお願いを申し上げます。

それでは、私の方から委員の紹介をさせていただきます。すみません。座らせてもらいます。

まず、私の隣が延岡市選出の田口副委員長です。

次に、向かって左側ですが、日南市・南那珂郡選出の坂元委員です。小林市選出の水間委員です。西都市・西米良村選出の濱砂委員です。都城市選出の萩原委員です。

続きまして、向かって右側ですが、北諸県郡

選出の蓬原委員です。宮崎市選出の外山委員です。宮崎市選出の武井委員です。

次に、書記の紹介をいたします。正書記の古谷主任主事です。副書記の児玉主任主事です。以上であります。

次に、部長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 商工観光労働部長の高山でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。横田委員長を初め委員の皆様方には、これから何かとお世話になるかと存じますけれども、どうぞよろしく御指導、御支援を賜りますようお願いいたします。

私どもが所管いたします商工観光労働行政、本県産業の活性化でありますとか、雇用の場の確保など、県民生活に直接関係するものばかりでございまして、県の活力を創造する上で大変重要な部門であるというふうに認識をいたしております。御案内のとおり、県内産業を取り巻く環境というのは依然として厳しい状況が続いておりますけれども、今後とも、本県の経済の活性化を図るために、職員一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、初めに、商工観光労働部の幹部職員を紹介させていただきます。座ってさせていただきます。お手元に「商工建設常任委員会資料」というのをお配りしておりますが、これをおめくりいただきまして1ページに幹部職員名簿を記載しておりますので、これに従いまして紹介をさせていただきますと存じます。

まず、商工担当次長の河野富二喜でございます。

観光・労働担当次長の後藤厚一でございます。

商工政策課の部参事兼課長の内栞保博秋でござ

います。商工政策課課長補佐の富高敏明でございます。

新産業支援課課長の矢野好孝でございます。企業立地対策監の森幸男でございます。副参事の藤野秀策でございますが、本日、休ませていただいております。申しわけございません。新産業支援課総括課長補佐の黒木秀樹でございます。企業立地担当課長補佐の奥野厚子でございます。

地域産業振興課課長の工藤良長でございます。地域産業振興課課長補佐の金子洋士でございます。

経営金融課課長、古賀孝士でございます。経営金融課課長補佐の小谷昌志でございます。

観光・リゾート課課長の橋口貴至でございます。観光・リゾート課総括課長補佐の中田哲朗でございます。同じく、誘致担当課長補佐の林睦朗でございます。

労働政策課課長、西盾夫でございます。地域雇用対策監、金丸裕一でございます。労働政策課課長補佐の平原利明でございます。

工業技術センター所長の河野雄三でございます。

食品開発センター所長の青山好文でございます。

県立産業技術専門校校長の坂口正紀でございます。

最後に、議会担当でございますけれども、商工政策課主幹の弓削博嗣でございます。同じく、主査の児玉洋一でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、同じく、資料の2ページをお開きいただきたいと存じますが、まず、商工観光労働部の執行体制につきまして御説明いたします。

商工観光労働部は、本庁では商工部門4課と

観光労働部門 2 課の計 6 課構成となっております。

次に、3 ページをお開きいただきたいと思えます。職員の配置状況でございますが、本庁が110名、出先機関が93名の計203名となっております。

次に、4 ページをごらんいただきたいと存じます。平成19年度の商工観光労働部当初予算の概要と主な重点事業についてでございます。

まず、予算額でございますけれども、一般会計、特別会計を合わせまして289億7,515万7,000円、対前年度比64.5%と大幅な減額となっておりますが、これは、当初予算を骨格予算として編成したためでございます。新規事業等につきましては、6月議会に肉付け予算として改めて提案させていただくことといたしております。

次に、5 ページと 6 ページにわたりまして、19年度の当初予算の主な重点事業を部の3つの重点施策に沿って整理したものでございます。それぞれの事業内容につきましては、7 ページ以降に資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただければと存じますが、本日は、このページによりまして、主なもののみ御説明をさせていただきます。

まず、5 ページの 1 点目の柱であります「就業の場の拡大と労働環境の整備」についてでございます。

一番上、(1)の「若年者、障害者等就労支援強化事業」の中の①就職相談支援センター設置事業につきましては、若年者等を対象に平成17年度に設置いたしました就職相談支援センター「ヤングジョブサポートみやざき」におきまして、個別カウンセリングやセミナーの開催、就職情報の提供などを実施することといたしております。1つ飛びまして、③でありますけれども、「障害者雇用コーディネーター設置事業」に

つきましては、県内各地に8名のコーディネーターを設置いたしまして、障害者雇用の啓発や求人開拓等を行うことといたしております。

次に、2点目の柱であります「既存産業の活性化と新産業の創出」についてでございます。

(3)の「販路拡大支援プロジェクト事業」につきましては、県物産振興センターを核といたしまして、商談会や物産展の開催、新宿みやざき館KONNE等を活用した情報の受発信等の事業によりまして、県産品の拡大を図ることといたしております。

次に、6 ページの一番上になりますが、(5)「バイオメディカル新技術産業化展開推進事業」につきましては、平成15年度から実施しております地域結集型共同研究事業の成果を新たな産業へ結びつけていくために、創出されました新技術の県内外企業への効果的なPRでありますとか、知的財産の戦略的な活用などを推進することといたしております。

2つ飛びまして、(8)の「中小企業融資制度貸付金」につきましては、中小企業金融の一層の円滑化を図りますために、18の貸付を設けまして、中小企業の活性化と経営の安定化を促進することといたしております。

次に、3つ目の柱の「観光宮崎の再生」であります。11)「『国際リゾートみやざき』誘客活性化事業」につきましては、誘客対策を民間と行政が一体となって積極的に展開することによりまして、国内及び東アジアを中心とした国外からの観光客を誘致することといたしております。

(13)の「スポーツランドみやざき誘致促進事業」につきましては、関係者に対します個別セールス、あるいは大学、エージェントでの出展セールス、あるいは団体のキーパーソン招聘

などを行うことによりまして、一層の誘致促進を図ることといたしております。

私の方からの説明は以上であります。このほかの報告事項につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○森企業立地対策監 資料の25ページをごらんいただきたいと思っております。平成18年度の企業誘致状況について御説明いたします。

昨年度の企業誘致の実績は16件で、業種別では、2に書いてございます過去5年間の誘致件数の表にありますように、製造業8件、情報サービス業8件となっております。具体的な企業名、業種等につきましては、3の平成18年度誘致企業一覧のとおりでございますが、これらの誘致の結果、全体の最終雇用予定者数は、1,028名になったところでございます。特徴といたしましては、人工腎臓用中空糸膜を製造するA・Kメンブレン製造株式会社や、透析用カテーテルを製造する東郷メディキット株式会社といった医療関連企業の誘致、また、千住金属工業株式会社が県工業技術センターとSPG技術を応用した半導体用などのハンダに関する共同研究を進めておりましたが、新製品開発に成功し量産工場を建設することになったこと、あるいは宮崎市の青島に進出しておりますトランスコスモスシー・アール・エム宮崎株式会社が業務拡大につき、第二センターとして300人規模の大型コールセンターを設置することになったことなどでございます。件数は昨年度に比べ減少しておりますが、3年連続して1,000名を超える最終雇用予定者数を確保したところでございます。

次に、4の誘致企業へのフォローアップ対策でございます。平成15年度から誘致企業を直接訪問して、企業の状況を伺うとともに、工場の

増設など、本県での事業拡大をお願いする誘致企業フォローアップ対策強化事業を実施しておりますが、平成18年度は、県外にあります本社訪問などを含め172社を訪問したところでございます。今後とも、積極的な誘致活動やフォローアップ事業に取り組み、企業誘致による雇用の場の創出に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○橋口観光・リゾート課長 観光・リゾート課でございます。私の方からは最近の観光動向等につきまして、2件ほど御説明をさせていただきます。資料の27ページからでございます。

1つ目の平成18年度におきます県外からのスポーツキャンプ、合宿の受け入れ実績についてでございます。平成18年度1年間の状況につきましては、プロ野球、Jリーグなどのプロスポーツ、あるいは社会人、学生などのアマチュア、合わせまして全体で933団体、参加人数が2万2,362人、延べ参加人数が15万1,894人となっております。いずれも過去最高となったところでございます。表の下の特徴のところに掲げておりますけれども、競技別では、野球、テニス、ソフトボールなどが増加しております。また、地域別では、関東・関西地域からの来県が大きく増加しております。また、市町村別の状況を見ますと、18年度は23の市町村で受け入れを行っておりまして、そのうち13の市町村で延べ人数が増加しております。資料の下の方に年度別の推移をグラフにして掲げておりますけれども、ごらんいただきますように、着実に増加しているということでございます。

右の方の28ページをごらんいただきたいと思っております。ただいま説明いたしました18年度のうち19年春季、ことしの1月から3月でございますが、この状況についてまとめてございます。

①の表、全体でキャンプ、合宿、団体数の状況、446団体、参加人数が1万516人、延べ参加人数が9万9,415人となっております。表の下の方に特徴としてまとめておりますけれども、その特徴の1つ目の丸のところ、団体数、参加人数では前年比で若干減少いたしておりますけれども、1チーム当たりの滞在日数が長くなったことなどから、延べ参加人数については過去最高を記録いたしております。

次に、②の表に戻っていただきますけれども、観客数及び経済効果についてでございます。観客数につきましては、プロ野球の読売巨人軍とか福岡ソフトバンクホークスの観客数が増加したということなどによりまして、全体で3万3,000人増の56万1,000人となっております。また、経済効果につきましては、選手、報道関係者の直接消費額が10億5,500万円、観客の直接消費額が42億2,000万円、新聞、テレビの報道によりましてPR効果が71億7,600万円ということで、合計で124億5,100万円となっております。これも過去最高となっております。この要因といたしましては、下の特徴のところの3つ目の丸印のところにもまとめてございますけれども、キャンプ・合宿の延べ人数、観客数が増加したことによりまして直接の消費額が増加したこと、また、読売巨人軍の長嶋終身名誉監督の御来県、それからソフトバンクの王監督の現場復帰、そういったことでプロ野球関係で話題が豊富だったということなどから、PR効果が増加したことによるものと考えているところでございます。

次の29ページでございますけれども、プロ野球、Jリーグ等のキャンプ状況を記載してございます。プロ野球が昨年と同数の5チーム、Jリーグが昨年度から2チーム増加いたしまして、過去最高の15チームが県内でキャンプを行って

おります。さらに、ことしは、下の方にありますけれども、韓国プロ野球チームが2チーム、新たにキャンプを行うなど、アジア諸国からも高い評価を得ているところでございます。

以上のとおり、スポーツキャンプや合宿は本県経済への波及効果を含めまして、観光宮崎の発展に大きく貢献しておりますことから、県といたしましても、今後とも、県民一体となって盛り上げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、30ページでございます。県庁見学ツアー等について御報告をいたします。

宮崎の情報が全国に発信されておりますことに伴いまして、県庁を訪れたいという観光客がふえておりまして、県庁ツアーを盛り込んだ旅行商品化の提案も旅行会社から相次いでおるところでございます。こういった状況を踏まえまして、(1)にありますように、観光・リゾート課では、県庁を訪れる観光客の記念撮影などに御利用いただくために、去る4月3日から県庁正面玄関内に知事の等身大パネルを設置いたしております。設置以来、5月21日までに約1万7,500人の方々が来庁されておるところでございます。

次に、(2)の商品化の状況でございます。①にございますとおり、県庁見学ツアーは、県庁前庭から県物産振興センター(物産館)までの行程で、約50分程度、県と宮崎観光コンベンション協会の職員が御案内をいたしております。このツアーは、4月23日から第1陣としてスタートしておりまして、2つ目の丸にありますように、5月21日現在で28社、49コースの申請がございました。今後の見込みを含めまして、実施予定は196件、送客の目標約9,000人となっております。また、②に掲げており

ますけれども、知事写真あるいは知事のメッセージを旅行会社に提供することによりまして、県内周遊旅行の商品化を促進しているところがございます。5月21日現在で48社、106コースの申請がございまして、実施予定は337件、送客の目標数は約4万人という商品が企画されているところございまして、首都圏のほか、北海道から鹿児島まで全国各地からの誘客が進められているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○工藤地域産業振興課長 最後に、資料の最後の31ページ、アンテナショップの売り上げ状況について御説明いたします。

まず、(1)の年間売上額等についてであります。これは、宮崎物産館、新宿みやざき館KONNE、物産振興センター大阪支部の3店の平成18年度の売り上げ状況でございます。まず、年間売上額であります。宮崎物産館の平成18年度の売り上げは、1億4,043万1,000円で前年度の1.1倍、新宿みやざき館が4億43万9,000円で1.3倍、大阪支部が1,119万6,000円で1.5倍、合計では5億5,206万6,000円で、前年度の1.2倍となっており、過去最高の年間売上額となっております。右の欄、年間買い上げ客数は、新宿みやざき館の場合は34万7,180人で前年度の1.4倍と大きく増加し、3店合計でも1.4倍となっております。

次に、(2)の知事就任後の2月から4月までの売上額であります。宮崎物産館の2月の売り上げが1,348万4,000円で、前年同月の1.3倍、3月が2,191万5,000円で2.2倍、4月が2,394万5,000円で2.9倍と売り上げを伸ばしてきております。このうち、話題の鶏肉加工品は、2月が前年同月の3.4倍、3月が11.4倍、4月が13.3倍となっております。次に、新宿みやざき館で

も同様に売り上げを伸ばしてございまして、前年同月と比べて売り上げが1.9倍、3月が2.5倍、4月が2.7倍となっております。このうち、鶏肉加工品は2月が4.4倍、3月が8.8倍、4月が9.7倍となっており、全体の伸びと比べて鶏肉製品の伸びが突出してございます。

最後に、3のゴールデンウィーク期間中の売上額等についてですが、売り上げは、前年と比べて宮崎物産館が5.2倍、新宿みやざき館が2.3倍となっており、多数の来店者があったものと思われま。今後、この需要を一過性のものとせず定着させるためには、さらなる消費者に訴える商品力、提案力が重要と考えております。以上でございます。

○横田委員長 執行部の説明が終わりましたが、委員の皆さん方、質疑がありましたらお願いします。

○坂元委員 今の説明ですが、売り上げが伸びた鶏肉加工品というのは一般的にどのような商品を行っているんですか。

○工藤地域産業振興課長 今、一番出ているのは炭火焼きですね。それと、鶏の薫製みたいなもの、これは、鶏を原料に使って何か商品化したものということで扱っております。

○坂元委員 炭火焼きというたら、材料はブロイラーじゃなくて地鶏だということですか。

○工藤地域産業振興課長 地鶏ばかりじゃなくて、ほかの銘柄鶏とか、ブロイラーの商品もあります。

○坂元委員 空港なんかで売っている炭火焼きなんかを見ると「宮崎地鶏」と書いていますよね。地鶏とか、農政水産部でちゃんと定義がありますよね。私は思うんだけど、知事が就任して4倍、6倍と地鶏の売り上げがふえたというふうにテレビのニュースでも言っていたんだけ

ど、別に水を差すつもりはありませんよ。差すつもりはないが、例えば、宮崎地頭鶏というのは慢性的に品不足なんです。品不足であると同時にひな不足。ひなもない。つまり、ふ卵が追いついていないわけですね。知事が就任してぱっと養ったとしても、やっぱり4カ月近く養わないと地頭鶏というのは出荷できないんですよ。ということは、6倍ぐらいに売り上げが伸びたということはそこに地頭鶏のストックがあったということですね。

○工藤地域産業振興課長 ストックがあったかというか、地頭鶏ばかりじゃなくて、赤鶏というか、そういう銘柄鶏を使ったやつで、地鶏の炭火焼きというんじゃなくて、鶏の炭火焼きという商品名で売っておいりましたんで、総称ひっくるめてこんなに売り上げが伸びたということです。

○坂元委員 赤鶏にしても県内にそれだけストックがあったということですね。

○工藤地域産業振興課長 そこまでは調査していませんけど、県産品の定義というのがあります。まず、県内の素材を使って県内業者がやったやつ、それから県外の素材を使って県内で県内の加工業者が加工したもの、それから県内の素材を使って県外の業者がやった、この3種類を県産品と呼んでおります。

○坂元委員 その後の売り上げたふえたうちの県産品はその3つのうちのどの部類のことを言っているんですか。

○工藤地域産業振興課長 すべてのものをひっくるめたものを計上しております。

○坂元委員 今までは全然売れなかった鶏が急に売れたと。じゃ、今まで売れ残っていた鶏はどこにあったかというと冷凍室に入っていたということではかないですか。売り上げがぱっ

とふえるわけだから。それだけストックを抱える冷凍会社というのはどこにあるかということになるわけで、じゃ、その売り上げが伸びた分の肉はどこから来たかということはあなたたちとしては関係ないかもしれないが、我々としては関係があるんです。どこから来たんですかという追跡調査をすると全くにせものなんです。ですから、知事の似顔絵入りでああやって空港の売店でも売っている、新宿KONNEでも売っている、売っているが、調査してみると、出どころは全く違うところから来ていて、実際は廃鶏だったということが事実なんです。だったら、知事の似顔絵入りのを信頼して買ったのに、何だ、出どころは宮崎じゃないじゃないかと、地鶏でも何でもないじゃないかと。あなたたちは地鶏と書いていないというふうに言うかもしれないが、これだけ宮崎の地鶏は安心ですよというふうに言っていて、テレビのニュースなんかでは地鶏の売り上げが6倍にふえたとか言っているわけです。だから、みんな地鶏だと思っているわけです。

この間、宮崎空港で売ってあるのを買う人に「これは何だと思っているんですか」と聞いたら、「宮崎地鶏でしょう。炭火焼きでしょう」と。私は思うんだけど、我々が七輪か何かで炭火焼きをしたとき、ああやって炭色がつきますか。何で真空パックしているのに炭色がついているかということですね。炭火で焼いたんだということを証明するために炭をつけているわけでしょう。普通、炭はつきませんよ、我々が焼肉をやったって。よほど油が滴り落ちて、油が燃えてすすが出るから、あのすすがくっついてあいう炭火焼きの色になるだけで、炭がついているから炭火焼きとしているが、必ずしも炭火焼きとは限らないわけですね。例えば、宮崎に

地鶏のもも焼き屋というのが300軒あります。そのうちの290軒はにせものです。これは廃鶏。だから、そこ辺をちゃんと峻別しないと、農政水産部も将来困ってくるだろうなど。「あの似顔絵にだまされたけれども、何だ、もとをたどれば違うじゃないか」ということがやがては起きてこないかというのが、私も水を差すつもりはありませんよ。水を差すつもりはないけれども、これだけアンテナショップで売り上げがふえました、ふえましたというふうに一方向的に喜んで、その正体を見たらどうなるのかということの影響の方が私は大きいなど、農政水産部が今度は被害者になるなどというふうに考えているから、この鶏肉の正体を教えてくださいと言っているわけですよ。結局は主産地がどこかわからないということでしょう。わかりました。

○横田委員長 ほかにありませんか。

○水間委員 実は私もそのことを心配していたんです。本当にまがいものといえますか、ここに来て、これだけ県産の地頭鶏を奨励しながら、この前、農政水産部あたり、向こうの委員会でしたから、部長に聞いたときは、正直言って地頭鶏とまざっておりますというような話でした。そこを考えると、今言うように、ほかから入って、他県のものを持ってきて、あるいは業者がそれを模倣といえますか、まねをして宮崎県産の地鶏だということに売られるようなことになる、仮にそんなことがあったということになれば、本当にこれまた信用の失墜というか、そんなことになるので、ひとつ、そこら辺は追跡調査というか、さっきも言うように、これを余り言うともまた大変なことになると思われることもあるので、そこは内々にあなた方で追跡調査を徹底してやるべきであろうと思いますね。これだけムードが上がって、「さあ、宮崎県の地鶏

は」と全国的に売れる中で、今言うように、ほかの県の方から持ってきたり、そのことが発覚と言ったらおかしいですが、そんなことにならないように、ちょっと追跡調査を徹底してやってみてくださいよ。どうですか。

○工藤地域産業振興課長 炭火焼き、鶏の筋肉と皮と一緒にひっついて炭で焼くというやつは宮崎独特の食べ方らしいんですよ。それで、宮崎入りの製品に限らず、早くも福岡の炭火焼きとか、よその県の炭火焼きというやつまで出てきていて、結局、炭火焼きで鶏肉を食べるといって、宮崎が売れたんだからほかの県でも売れるだろうということに次々に出てきております。そういうことも含めまして、いろんな事業を通じまして、宮崎の地鶏の商品力とか提案力とか、また、食べ方も、みそ味とか、ぴり辛味とか、いろんなのも出てきていますので、そういうことも含めまして、今後、指導というか、メーカーの皆さんには提案していきたいと思っております。

○水間委員 それと、今、ドライブインに行くほとんど知事のイラスト入りで売っているんですが、カレーであるとか、すべての食品の加工品の裏を見ると「響KK」ということになっていますね。知事のイラスト入りですよ。観光客でドライブインに寄った人はほとんど買っていくというような話ですが、そこらあたりの知事の一つの商標登録についての商工観光労働部というか、地鶏も含めて、そういう商標の云々については何か相談があったものですか。それとも、どこに話をしてそういうものをつけられるというか、そういうことはどうなんですか。

○工藤地域産業振興課長 知事のイラストにつきましても、まず統一したのをつくった方がいいんじゃないかというようなことで研究をして

いたんですけど、そのうちに次々に出てきまして、1つこれと決めたところでデフォルメされたやつも次々に出てきて、ちょっと統一するのは難しいんじゃないかというような話がありまして、それで、県では今のところはそういう管理がなかなか難しいというようなこともありまして、現在は、知事の後援会がまた別会社をつくったところで、着せかえ人形みたいな感じのイラスト集がありまして、そこに相談して、そこで了解を得られたものについては使っているということになっております。

それと、先ほど言われました響さんの件は、まだそういう制度がなかった時代にあそこが独自につくったもので、響さんがそのイラストを金かけてつくったわけですけど、それをまたほかの業者に使う場合は、県内業者であることとか、物産振興センターの会員であることとか、県内の素材を使っていることとか、そういう基準でもって許可をしていたんですけど、これもまた、あそこ1社では収拾がつかないということになりまして、今では知事関係の別会社のイラストで統一ということになっております。

○水間委員 今、知事の後援会が新たな会社を起したというような話でしたが、その代表者は公表できるんですか。

○工藤地域産業振興課長 できません。

○水間委員 公表できないということですか。それとも今、まだわからないということですか。どっちですか。

○工藤地域産業振興課長 窓口担当はわかっているんですけど、その会社の構成なんかという詳しいことは調べておりません。

○水間委員 その窓口の人はだれですか。

○工藤地域産業振興課長 管理している会社は株式会社「びっきょ」という、カエルという意

味らしいんですけど、知事のイラストを使いたいんだがという相談があったときは、ここを紹介しております。

○水間委員 あなた方が紹介をしているということは、代表者もわかっているわけじゃないですか。

○工藤地域産業振興課長 担当はわかっているんですけど、後援会の方からこの会社を紹介されて、その代表者がだれかというのはまだ聞いておりません。

○水間委員 もう一点聞きます。知事の後援会長はだれですかね。どうのこうの言うんじゃないですよ。頼みに行った場合に、後援会が「びっきょ」というところを紹介するわけですね。ここが、一つ一つ来た業者に対して知事のシールを使ったやつはいいですよということでやるわけでしょう。「びっきょ」が頭になるわけですよ。ここが全部を決めていくわけでしょう。

○工藤地域産業振興課長 そうです。

○水間委員 そうであれば、その後援会の代表者がだれであって、だれが「びっきょ」の代表者か。「びっきょ」にも担当者がいるんでしょう。我々が電話しようたって電話できませんがね。そういう意味では、名前を隠すような問題でもないと思うんですが、どうですか。

○工藤地域産業振興課長 後援会を通してやっているんで、私らは「びっきょ」の代表がだれかというのは把握していないんですよ。

○水間委員 先ほどの話では、あなた方が窓口になって「びっきょ」を紹介しているとかいう話をされたから、そこらあたりはわかっているだろうと思って聞いたんですけども、答えに詰まっておられるようですから、いろいろ調査して、また報告してください。お願いします。

○工藤地域産業振興課長 調査いたします。

○坂元委員 実は自民党県連に埼玉県の人からファクスが来たんですよ。「がってん寿司」というグループのチラシに「宮崎県本サバを扱っているのはこのがってん寿司のチェーン店しかありません」と。この利益は宮崎県民に還元されているんですかというのが自民党にそのチラシとともにファクスで送られてきたんですけどね。それはいいですよ。東国原知事の写真入りで、これは活字ですけど、県産本サバをこのがってん寿司しか扱っていないんでというふうに言われていると。

一方で、イトーヨーカドー24店舗で今度は県産品フェアをやられているというような話もあったんですが、商工観光労働部だから聞くんですけど、先ほどのイラスト入りの「響」、名前を言われたから私も言うんだけど、今、加工品というのは産地表示しなくていいのかどうかわかりませんが、原料がどこから入ってきて、どこで加工されて宮崎県の名を冠して売られているものかというのは、これは商工観光労働部が流通もちゃんと担っているわけだから、そこ辺のびちっとした把握はされるべきだと思うんですね。なぜかという、ある国会議員が、あれはよそから、えびのインターから入ってきているんだというふうに言っているわけですよ。ということは、御承知のとおり、児湯食鳥の種鶏卵の廃鶏とか、全部あるルートで地鶏の方向に流れているわけですね。つまり、厳密に言えば廃鶏なんですよ。全国の廃鶏の7割が鹿児島県に流れているんですよ。1羽が70円なんですよ。それをちょっと20日間ぐらい平飼いにして地鶏だというふうに売っているのが、今、宮崎県で売っている地鶏のもも焼きの原料なんですよ。だから、地鶏といえば地頭鶏かもしれないというふうに都市の消費者が考えている。

この間、週刊文春に載っていたでしょう。宮崎地鶏は、確かに地頭鶏はうまかった。しかし、こっちの方の地鶏はおいしくなかったというのが今度発売される週刊文春に載っていますけれども、そういうふうに峻別しなきゃならないですよ。じゃないと、はっきり言えば公取が不当表示でやられるようなものだとは思っていますよ。だから、県産ブランドを守るには、ある程度売り上げがふえても、これからは、これは品不足なんだというぐらいはびしっと峻別するような形を商工の流通の方も農政の方もちゃんと仕分けをしていかなきゃなりませんよ。一時的な売り上げでそれにあぐらをかきちゃいけませんよと、やがてはそのしっぺ返しが来ますよというのが私たちの心配でありますから、そういうことを言っているわけです。

○工藤地域産業振興課長 地頭鶏の場合は、農政がびしゃっと管理しているわけですけど、ほかの地鶏につきましては、日本食鳥協会が定義しているんです。その在来種を使ってある条件でやったのは地鶏だということになっておりまして、だから、外国産であっても明治時代以前に入ってきたのは地鶏なんですよ。地頭鶏という銘柄を使うんだったらびしゃっとされているんですけど、ほかの地鶏の場合はよくわからないというのが全国的な実情です。

○坂元委員 農政に地鶏の定義があるでしょう。平飼いで何日飼ったかとか、そういう定義があるんですよ、地鶏といっても。だから、「響」あたりが売っている地鶏が、本当にそういうような平飼いなんかでずっと土の上を足で踏んで、土を食って砂ずりの機能をさせて、ちゃんと地鶏として育ってきたかどうか、それがずっと何倍も売り上げがふえている材料なのかということ把握するのが先じゃないかと言っているわ

けです。そういう流通過程を把握しているのかと。生産からずっと流通過程をして、宮崎地鶏として売られても全く遜色ないという正真正銘の地鶏なんだということを証明できるかと言っているわけよ。できますか。

○工藤地域産業振興課長 できません。

○坂元委員 だから、できないものがこれだけ売り上げがふえたんですよ、8倍もふえたんですよなんて胸を張れるのかと言っているわけです。どこかで、だれかが、黒いベールに包まれたところでいっぱい私腹を肥やしているわけでしょう。それに加担しているのをあなたたちは胸を張って言えるのかどうかということを言っているわけです。廃鶏がどういうふうに流れて、「響」にどれだけ流れているかというのをみんな知っているよ。だから、そういうふうに売り上げが伸びた、伸びたと言ったって、まがいものじゃないかというふうなことをみんな知っているから、私は言っているわけなんです。それはいいです。

○工藤地域産業振興課長 物産館で扱っているのは地鶏のほかにも銘柄鶏とか、ほかの肉を扱ったのもあります。

○坂元委員 だから、私は冒頭に鶏肉食品とは一体何なのかというのを聞いたんですよ。ブロイラーも含んだものを鶏肉食品と言っているんですかと言ったのはそこよ。ブロイラーの売り上げがふえたわけじゃないんでしょう。KONNEあたりでブロイラーの肉は売っていないでしょう。さき身か何かは売っているかもしれんけど、薫製とかそういうものしか売っていないでしょう。

○蓬原委員 関連してお尋ねします。今の「びっきょ」が持っている知事の似顔絵、商標と言ってもいいのかもしれませんが、これは県内の業

者であれば、そういう形で紹介されて、何の問題もなく、あらゆる人に、県民ひとしく許可されるものですか。

○工藤地域産業振興課長 「びっきょ」の方では、イラスト代が向こうの方でもかかっているらしくて、これのイラスト代は徴収すると聞いております。

○蓬原委員 それは幾らでしょうか。

○工藤地域産業振興課長 1種類につき、3万と聞いております。

○蓬原委員 1つの製品について、1回限りということですか。

○工藤地域産業振興課長 着せかえ人形みたいなもので、1つのデザインが3万で、それはどんな製品に使ってもいいということになっているようです。

○蓬原委員 例えば蓬原という商事会社が1回3万円出して買えば、その蓬原という商事会社はどの商品にもその似顔絵をずっと使ってもいいということですね。

○工藤地域産業振興課長 同じデザインだったらいいということだそうです。

○蓬原委員 そのときに、代表者のわからない、法人だから代表者はちゃんとわかって当たり前だと思うんですが、そこは置いておいて、後援会とイコールみたいな組織のように聞こえます。その後援会が紹介して、そして、それをある条件の中で県内のいろんな申請などの会社に使わせていいよ、使わせないよという一つの、非常に人気のあるものに対して許可権みたいなものを得るというのは、公選法との関係というのは、その後援会を通すことというのは、まだちょっとわかりませんよ、ちゃんと聞かないとわからないけど、微妙なものがあるんじゃないかなというふうに感じたので、そこは一回ちゃんと整

理をつけておった方がいいんじゃないかなということを感じましたが、いかがですか。

○**工藤地域産業振興課長** 後援会が直接やるというようなこと、それから、その金の流れによっては抵触する場合があるということは存じております。そういうこともあって、「びっきょ」が今後どうするかというのは聞いておりません。

○**蓬原委員** それと、公である県庁が後援会に言って、そこからまた紹介するということはおかしいと思うんですよ。おかしいと思いますよ。だから、それはちゃんと株式会社「びっきょ」という登録された法人ですから、そこが1つの会社としてありますよと教えることは別に問題ないかもしれないが、後援会に言って、後援会が生殺与奪権みたいな、許可権を持ってやるというのはちょっとおかしくないですか。改めて聞きますよ。

○**工藤地域産業振興課長** 最初、「びっきょ」を紹介していたんですけど、担当の人がなかなか忙しいらしくて電話が通じないということもありまして、後援会の方に先に電話してもらおうかなということになっております。

○**蓬原委員** では、希望しておきます。法人として登録された株式会社「びっきょ」という名前があるわけですから、そこはちゃんと代表者をお調べになって、そこに一つの会社として後援会とは違う存在として紹介するのが筋だと思いますから、公選法との関係も含めて調べておいてください。

それと、あと一件ですが、今、出処進退のわからない、出どころのわからない鶏が地鶏として売られていたり、鶏肉だから買う方の解釈の勝手だろうという言い方だろうと思うんですが、もしかすると知らないところで地鶏として売られていて、そのしっぺ返しがいつか来るかもし

れないよということをお聞きしては心配をしておられるのだと思います。それであれば、今、牛についてはトレーサビリティシステムというのがあって、これは農政水産部との協議になると思いますが、ちゃんとやっているわけですね。野菜についても、これから小さなチップを埋め込むことによってその履歴が全部わかる時代が来るというわけですから、であるならば、今、注目を浴びている鶏肉についても、トレーサビリティに似たようなシステムを確立していかないと、安心・安全、最終的にはこのことで物すごく大変な思いをして今、宮崎のブランドづくりをやってきたわけですから、それ等を根絶やしにしてしまう、根底から信用をいずれ壊すことがありはしないかということの心配だと思いますから、トレーサビリティに似た何かを農政水産部と協議の上、しっかり確立しておく必要があるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○**高山商工観光労働部長** 先ほどからいろいろ御心配いただきました。いわゆる委員おっしゃるのはこういうことですね。基本的に今、非常にいいときには気をつけないとピンチになると、そういうことだというふうに理解しております。確かに、おっしゃるようなことがあるかどうかも含めて、よくわからないところがございますので、先ほどおっしゃいました農政水産部がどれだけ把握しているか、そこ辺を含めて向こうの方と検討をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○**横田委員長** 結果を御報告いただけますか。

○**高山商工観光労働部長** はい。

○**武井委員** 武井でございます。よろしく願います。

手短に申し上げたいと思うんですが、先ほどの「びっきょ」の件なんです、私たちも、いろいろ問い合わせがありまして、私とか図師とで何度も電話しても一度も電話が通じたためしがない会社ですよ。多分、4人で100回ぐらいは電話したんじゃないかと思うんですが、そういう意味で言ったときに、今までの委員の皆さんの質問並びに回答を聞いていますと、県として知事の似顔絵であるとか、ブランドについて余り一元的に管理できていないし、今後もしもりがどうも余らないというふうに見受けられるんですが、そもそも、これは非常に重要な問題でございまして、知事の東国原英夫という個人のキャラクターがこれだけ商品につくことによってブランドがあるというのは、これは宮崎県知事になったからであるということは間違いないと思われませんか。いかがでございましょうか。

○**工藤地域産業振興課長** そうです。

○**武井委員** といたしますと、これは当然、単なる個人のレベルを超えて、宮崎県のある意味では共有財産的なものであるという認識をしっかりと持つべきでありまして、連絡もとれるかとれないかというような会社に知事のブランドが依存している、かつまた、しっかり管理ができていないというのは、にせものも生んでしまうということで、逆に宮崎県のブランドを毀損してしまうことにもなりかねないというふうな危惧を持っているんですけれども、現状の状況のままこのブランド問題を放置しておいたときにはどのようなことになるのかというようなことをお考えになることはございますか。

○**工藤地域産業振興課長** 知事の写真については、一見して知事とわかるんで、これはある一定の基準に基づいてびしゃっと管理はしている

んです。ところが、イラストの場合は知事に似ているんだがなというようなのも、これは知事だと言い張れるかどうかというところでいろんな問題点もありまして、特にデフォルメされたやつがこれが知事かいと言われたときにも、知事ですという確たる自信がない場合があるんですよ。そういうことも含めまして、県で統一したのをやったところで、ほかのまたデフォルメされたやつがぼんと出てきたら、またおかしくなってしまうというようなこともありますし、それとあと、県で1つのやつをぼんとやったやつ、それをある一定の基準にしてやった場合に、これで食品事故とか起きた場合に、これは県がやったので責任があるんじゃないですかとかいうようなもろもろの問題も出てくる可能性もあるので、現在、研究中ということにしております。

○**武井委員** 最近ですと、例えば、ガソリンスタンドとか全然関係ないようなところでも、どんだん知事の絵というのは出てきていまして、明らかにこれは、なるほど絵ですから、そう、そうでないというのは言い上げるころはあるんでしょうけど、例えばおでこであるとか、非常に本人自身が特徴的な姿もしているわけですので、その意味では、県として、このブランドについて県の認証的なもの、ここまでくれば一つのC I的なものだとも思うんですね。宮崎県の県章であります県の旗とほぼ同じような大きな意味合いを持つてくると思うんですけれども、将来的には、ぜひ県として認めるものというのはこういう絵柄であるというようなことはきっちり出すような研究を進めて、その方向で県としても努力をしていただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○**工藤地域産業振興課長** 本当、どこそこで写

真の無断転用もあるようなんですよ、私らの知らないところで。イラストも、いろんなイラストが出て收拾がつかないような状況になってきていますので、統一のイラストについては、以前から研究していたんですけど、引き続きどれが一番いいのか、どういう方法でやったらいいのかというのは、引き続き研究してまいります。

○武井委員 ありがとうございます。

○濱砂委員 たくさんあるんですが、時間が迫っていますので1点だけ。県庁見学ツアーなんですけど、これ、目標数が4万人ということで、予定件数337件。ちょっと私、通りがかりに、観光バスがとまっているもんですから、何をするかと思ったら、職員が写真を撮っているんですよ。あれはどこの職員が対応しているんですか。

○橋口観光・リゾート課長 一応、県庁見学ツアーは、先ほど御説明申し上げましたように、おもてなしの心ということで、職員は観光・リゾート課職員で対応していると思いますけれども、コンベンションビューロー協会の職員、それからそこにおられます守衛さん、こういった方々も頼まれればお断りできないというところもあるかと思えます。

○濱砂委員 県庁案内は30分だけど、職員はそんなに暇なんですか。

○橋口観光・リゾート課長 職員みんな忙しいわけですが、知事の言われております「おもてなし日本一」というものの県庁版として、やはり我々のところに、県庁の敷地にそこが見たいという方に対する県庁職員としてのおもてなし、そういったものを観光・リゾート課がまず中心になって、「まず隗より始めよ」ではありませんけれども、そういった気持ちで一生懸命今、取り組んでいるというところがございます。

○濱砂委員 337件なんですよ。これに30分職

員が対応するわけでしょう。気持ちはわかるんですよ。少数ならいいんですけどね、あるいは旗を持って回っているのも職員じゃないかと思ったんですが、あれも職員ですか。

○橋口観光・リゾート課長 基本的には職員は旗を持つことはないと思いますけれども。

○濱砂委員 庁舎の中はない。

○橋口観光・リゾート課長 はい。ないと思います。

○濱砂委員 イメージとしては職員が仕事に観光客の写真を撮るとか、悪いことじゃないんですよ。悪いことじゃないんですけど、それが本来の仕事じゃないんじゃないかなと思うんですよ。だから、観光案内人を、ボランティアの人たちとか、講習をして詳しく勉強していただいて、そういう方が観光客の受けもいいんじゃないかなという気がするんですよ。職員が背広の上にはっぴを着て、おもてなしはわかるんですが、県庁職員の本来の仕事をもっと真剣に取り組んでいただいた方がいいんじゃないかと思うもんですからね。何かありましたら。

○橋口観光・リゾート課長 今までもそういう御意見なり御指摘も聞かれるわけですが、今のところ、337件というのは来年の4月ぐらゐまで予定の入っている分も含めましてのございまして、ただ、私どもの課では非常に対応が厳しいというふうなこともございまして、今、県庁の部内で何とか対応できるような方法をとということで、ボランティア等につきましては、いろいろとその話もありますけれども、どういったボランティアをどう選考するかというのは非常に難しいところもございまして、そのあたりはこれからの研究課題ではないかなというふうに思っておるところでございます。そこはいろいろと勉強させていただきたいと思いま

す。

○蓬原委員 今おっしゃるような視点でちょっとおかしいよねと見ている人は多いと思うんですよ。確かにおもてなしの心、宮崎県のPRだと。学校の子供たちが見学に来ると意味が違うと思うんですね。いわゆる旅行会社でしょう。営利団体なわけですよ。お金もうけで来ているわけですよ。お金もうけで来る人に県庁の職員が学校の学生が見学に勉強の一環として来るのと同じように案内をするのはちょっと、ちゃんと整理をつけた方がいいんじゃないかと思うわけです。それで、今、ボランティアをどうしようかという話でしたが、知事がおっしゃっているのは、県民総力戦なんです、県民総力戦。であれば、ただ県庁の中という、いろんな文書があって、だれでもかれでも入ってもらっては困るという部分もありましようから、そこは氏素性がはっきりしていないとなかなかボランティアとしてはお願いできないでしょう。であるならば、OBの皆さんとか、内部に詳しくた人、いらっしゃるわけじゃないですか。例えば、そういう方を公募してその中から選んでということはできると思うので、もう一回繰り返しますが、小学生が県庁を見学に来ると、営利を目的とした旅行会社がツアーで来るのとの意味は、宮崎県をPRするというメリットはあるけれども、ちょっと整理づけた方がいいじゃないですかということを微妙に疑問を持っている人は私は多いと思いますが、いかがですか。

○橋口観光・リゾート課長 そういった御意見、あろうかと思しますので、そういったところについては、これからどういった対応の方法があるのか、そういったところをこれからいろいろと可能性について探してみたいというふうに思っております。

○濱砂委員 今からその337件予定があるわけでしょう。それを観光・リゾート課以外にも職員を求めて写真を撮らせたり何たりさせるというようなことをやるよりも、さっきの鶏の話じゃないんですけど、やはりこの4万人を喜ばすちゃんとした受け皿をつくらないといかんのじゃないかということなんですよ。何かありましたら。

○橋口観光・リゾート課長 そのとおり受けとめますけれども、最初申し上げましたけれども、おもてなし日本一の県民総力戦のうちの県庁職員として、まず、どういうふうなことができるだろうかということが、スタート台で今、やっておるところでございますので、ただ、先ほどからでございますように、これからどういった対応が可能なのかというところをこれから一生懸命模索していくことになろうかと思っております。どうぞよろしく御理解いただきたいというふうに思います。

○水間委員 スポーツランドについてお聞きしたいんですが、きのう、翁長市長ですか、巨人軍の50周年にかけて宮崎市長とお会いになっていると、誘致についてですね。ここらあたりは県としてはどんな対応か、窓口はどこなんですかね。

○橋口観光・リゾート課長 翁長那覇市長は以前から巨人軍の誘致について、そういう情報は流れておるところでございましたけれども、それで、改めて今回、市長会で宮崎の方にお見えになりました。そのときに、あわせてお見えになったということで伺っております。

○高山商工観光労働部長 新聞に出ていましたけど、宮崎市長さんのところに行かれたんですが、私のところにもおいでになりました。そして巨人軍を誘致するに至った経緯等を御説明い

いただきました。ただ私の方から申し上げましたのは、巨人軍のキャンプというのは来年でちょうど50周年になると。そして、宮崎のいわゆるスポーツランドの原点であると。そういうことで巨人軍に出ていただくことは絶対に我々としては容認できないんだと。だから、我々としては全力をもって巨人軍がキャンプがしやすいように、そしておってもらえるように努力していきますということでお話をさせていただきました。ただ、向こうが誘致されるのはやむを得ないことですので、我々はお互い正々堂々とやりましょうという話をして、終わったところでございます。

○水間委員 そのこと、報道は宮崎市長とか会っていないような表現で、巨人の50周年で、長嶋監督の名前を使ったサンマリスタジアム、あの背番号を含めた、宮崎県が一生懸命スポーツランドの中で巨人軍と一緒に育ててきた経緯もある。沖縄は沖縄の、那覇是那覇市の考えがあるでしょうし、どうのこうのそこまでは言いませんけれども、宮崎市長のところへばかり行ったような表現で、宮崎県が、あなた方が何も関係していないようなふうにとられると、今までのスポーツランドの構想が本当に壊れてしまう。春と秋に分かれていいじゃないかとかという表現にもなっていますし、宮崎県は宮崎県として、今までの経緯をはっきり、力強く、今までの歴史があるんだと。50年の歴史は大事にしたいんだということは県として思い切って言ってほしいですね。お願いします。

それともう一点。誘致企業について状況が出ているんですが、今、県内に工業団地として残っている工業団地数、そして、どのくらい余っている部分というか、入っていないところはありますか。

○森企業立地対策監 手元に正確な数字がございませんけれども、これまでに65団地を整備しておりまして、そのほとんどが分譲が終わりまして、かなり少なくなっておる状況にございます。

○水間委員 65団地ですべてが埋まっていますか。

○森企業立地対策監 すべてではございません。

○水間委員 西諸にフリーウェイ工業団地というのがあるわけですし、県も随分努力をしながら誘致活動を進めておられることを聞いております。ただ、残念ながら、ここもう10年になろうとする中で、1社来て、そして倒産をし、そこをまた買い求めて1社進出したというようなことで、努力をされていることについては聞いておりますが、ある部分、県央、県北、ほとんどが県央に近いんですが、一極集中じゃありませんけれども、そういう形が見えるんですが、まず、そこらあたりについてはどうですか。

○森企業立地対策監 18年度の企業誘致、16件でございますけれども、このうち、県北に5件、県央地区が4件、県西地区が4件、その他県南、そういったところに昨年度は立地をしたわけでありまして、県といたしましても、なるだけ県下全域に誘致が図られるように今、努力をいたしておるところでございます。

○水間委員 努力をされておることはわかっておりますが、今、高原町のフリーウェイ工業団地の経緯を見ると、そこは御存じなわけでしょう。だから、そこらあたりをもう一つ、今度5日にまたそういう会議がありますが、毎年毎年同じことを言わなきゃならない。県は頑張っている、一生懸命企業誘致をしているけれども、なかなか来ないんだと。つくったとき、高原のインターチェンジに近くて、こんなにいい工業

立地の団地はないと鳴り物入りでつくられた団地なんです。もうちょっとそこらあたりを、担当者はどんどんどんどんかわっていきまされども、こういう御時世でいきなり誘致企業が来てくれというのも、わからんでもない。海外の企業もいろいろ物色をしているという話も聞いていますけれども、現実はどうでもない。ですから、その当時、矢野新産業支援課長も対策監でおられたんですが、本当にその時点からいろいろ話をしながら来たんですけど、まだ1社しかない、この現状をどうにか打破していただきたい。西諸の皆さん方は本当にそこを願っているんですよ。そこらあたりをひとつお願いをいたします。

○横田委員長 たくさん意見が出ているわけですが、後、県土整備部、労働委員会も控えておりますので、もしよかったら御配慮をいただきます。

○萩原委員 部長、次長、今度新しく就任しました。先ほどの読売ジャイアンツの問題も気持ちはよくわかりましたけれども、美しきしがらみをつくるために、部長を初め次長、だれでもいいんですけども、お偉い人が読売ジャイアンツに本物の地頭鶏の土産を持って行って、また来年もよろしく願いますよと、そういうような密なる連携はとれているんですか。その辺をちょっとお聞かせください。

○高山商工観光労働部長 今、委員のお話に上がっておるんですが、キャンプのときに、まず1つは、原監督に知事が例年、宮崎牛と地鶏を差し上げております。それと、知事就任以降、2月だったですか、読売巨人軍の本社の方に参りまして、幹部の方にも、ぜひ引き続きよろしく願いますという話もしております。そういった意味でいろんな形で巨人軍へずっと宮崎

を引き続きキャンプ地としていただきたいという努力は重ねておるところでございます。

○萩原委員 それは一応、表敬訪問だろうと思うんです。だから実際の現場を担当部の部長として、何か御要望もあるのか、そういう本当に確たるものを握る必要があると思うんです。私、そう思います。知事がキャンプに来たときに行ったとか、それはあくまでも表敬訪問であって、実務の担当部長としてそういうのはぜひこれからもやっていただきたいし、気持ちは十分わかりました。

○高山商工観光労働部長 来週、私は上京することになっているんですが、31日に読売巨人軍に参りまして、球団代表ともお会いして、またいろいろお話をしてみたいというふうに考えております。そういう予定にしております。

○外山良治委員 10何点あります。部長マニフェストというのがありましたよね。部長マニフェストで達成されていないのが、商工観光労働部長も含まれていましたか、い wasn't でしたか。

○高山商工観光労働部長 マニフェスト達成状況でございますけれども、一部達成していないのがありまして、これは誘致企業数の目標を20社としておったんですが、これが16社ということで、その分は達成していないということになっております。

○外山良治委員 一番肝心なことが4件も下回ったということですね。当委員会は、今までは、例えば、当初予算というものを説明を受けて6月の質問の材料にしたりということだったんですが、経常経費4,400億、これで28日に代表者で残りの肉付け予算、わかりませんが、大体想定すると1,000億ぐらいの補正がつくだろうというふうに勝手に推察をしているんですが、そういういびつな関係で非常にやりにくいと、きよ

うはですね。しょうがないことはしょうがないんですが。4社下回ったと、例えば、造成した工業団地、担当課長、アバウトでいいですから、どのくらい埋まっているのか。

○森企業立地対策監 現在、県の方で造成した工業団地につきましては、フリーウェイ工業団地、こちらの方が28ヘクタール、6区画未分譲でございます。

○外山良治委員 それのみですか。

○森企業立地対策監 あと佐土原町の方に宮崎テクノリサーチパークがございますけれども、こちらの方はほとんど売れまして、今、約3,300平米、この1区画分が未分譲の状況でございます。

○外山良治委員 ちなみに、フリーウェイ団地は、計画から造成、完成までどのくらいかかるんですか。

○森企業立地対策監 ちょっとお待ちください。全体の事業費は34億7,000万円でございます。事業経過といたしましては、平成5年7月から始めまして、工事が終了いたしましたのが平成11年4月でございます。

○外山良治委員 私が伺いたいのは、1つの工業団地をつくるのに6年ぐらいかかると。知事のマニフェストでは100社1万人というのがあります。そうすれば、肉づけでマニフェストを達成するための工業団地造成予算というものを当然組まなければ、もう組んだって間に合わんと思いますけど。4～5年ぐらいはかかるわけですから。知事マニフェストというのは4年がスパンですよ。そしたらどうされるんでしょう。

○森企業立地対策監 先ほど、県の工業団地を御説明いたしましたけれども、別途、市町村が造成している工業団地がございます。これが若

干残っておりますし、あるいは既に分譲済みでございますけれども、まだ活用されていない工業団地、例えば、細島の4区、1区、こちらの方を合わせますと78ヘクタールございます。それから、現在、宮崎市の方で新たに工業団地を造成しようというふうな動きがございますので、そういったものを活用しながら、今後、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○外山良治委員 そういうキャパというのは十分あるということですね。

○森企業立地対策監 来られる企業がどのぐらいの土地を購入されるのかということにもよりますけれども、我々の想定では、宮崎市の工業団地、かなり大きなものというふうに聞いておりますので、そういうものを含めれば100社というのは可能ではないかというふうに思っております。

○外山良治委員 ぜひ頑張ってください。それから、例えば、従業員の就労形態、正規か非正規か、これはどんなものでしょう。

○森企業立地対策監 18年度に誘致しました16件でございますけれども、これはほとんど正規職員で雇用するというふうに伺っております。

○外山良治委員 今までの実績を言うと、大体4対6、正規が6、非正規が4、アンケートの結果、全社に出した、8割回収、2割は回収されない、間違いはないですか。

○森企業立地対策監 今の数字はたしか平成16年ごろに県の方で調査した数字かと思えます。この当時はアンケート調査に基づいて出た結果でございますけれども、委員がおっしゃったような内容になっております。

○外山良治委員 そうすると、都合が悪いことは示さない、アンケートに答えないということから推計をすると、フィフティ・フィフティ

というのが容易に推計できる。16年度なんかほとんど正規というのは何かあったんでしょうか。

○森企業立地対策監 その辺の事情のところは私もよくわかりません。

○外山良治委員 これはまた6月議会でじっくりやります。

例えば、この資料のつくり方ですが、最近の観光動向等、あの鶏がほとんど、それと知事効果だけですよね。例えば、現状の観光動向、年間の観光客1,000万人、県外観光客が450万人、これに対してどういった予算を計上して、トータルの観光客数はたしか0.2%減、県外観光客というのは4.1%減でしょう。それをどういった予算計上をしてプラス5%に持っていくのかと、そういった説明をここでしてもらわんと、これを見ると観光客数の形もかけらもないですよ。担当課長、説明してください。

○橋口観光・リゾート課長 現在、観光動向調査、18年度の数字というのは今、集計をしているところでございますが、観光の17年度の数字は先ほどおっしゃいましたように、前年度比17と16を見ますとマイナス0.2、県外客についても450万人でマイナス4.1というふうなことで、そのとおりでございます。

○外山良治委員 だから、それをどういうふう増加させるのかということを知っているわけですよ。この資料では全くないから。

○橋口観光・リゾート課長 そういったことで、我々としても、知事も年率平均5%でいきますよということをマニフェストで出されておりますので、そのためには、まずは21ページにございますように、観光地づくりというものも大きな取り組みをしていくということ。観光地づくりですので、これから地域が主体となってやっていただけるような観光地づくりに鋭意力を注

いでいくと。これは18年度からやっておりますけれども、それを19年度も引き続きやりますよと。

それと、もう一つは、誘客活性化についても、国内対策、国外対策それぞれにさまざまな手段を打って、さらに誘致を図っていきましようというふうなことで、大まかに言いますとそういったこと、さらにPRを進めるために、23ページにございますけれども、フィルムコミッション、これは18年5月に設立いたしておりますけれども、こういったPR、ロケを誘致したり、ロケの受け入れの支援を行うことで、さらに宮崎の新しい魅力というものをどんどん売り出していきますよ、そういった施策、さらには、先ほど、18年度の結果を出しましたけど、スポーツランドみやぎの誘致促進事業というふうなことで、プロスポーツを含めて、さまざまなキーパーソンに対する誘致セールスを行ったり、そういった取り組みをさらに強めてまいりますというふうなことで用意させていただいているところでございます。御理解いただきたいと思っております。

○外山良治委員 それはすべて実績で理解をするかどうかにかかってくると思います。

最後になります。青島観光振興ということ私が市会議員のころ、今から24~25年前から盛んに問題になって、旧橋ホテルの対応をどうするのかと。宮崎市、関係自治体、宮崎県も担当課長なんか策定委員会のメンバーになっているということを伺っています。当初は平成7年にリニューアルオープンするという計画でございました。あれから10数年、11年ぐらいたって、突然、東京から知事が羽柴何とかかんとかという人とぼんと新聞に出ると。その事実経過と、それと宮崎市が今まで方向性を定めるために検

討委員会をつくってかんかんがくがくやっている中で、いきなり東京からああいうことを勝手に言う。僕らはびっくりしたし、市役所もびっくりしていますよ。あの事実経過等、商工観光労働部長はどういうふうに聞いていたのか。それを市とどういうふうに話し合いをしたのか、それとも知事が勝手にやったのか、それをちょっと説明してください。

○高山商工観光労働部長 具体的に申しますと、事前にその話を私どもが知っていたということはございません。詳細につきましては我々も存じ上げないところもあるんですが、結局、知事の方でそういった、例えば、橘ホテルの跡をどうするのかということについて、いろんな方から意見、提案をもらうのはいいんじゃないですかというようなお考えで、具体的にあの方にお願ひしますとか、そういう話じゃなくて、いろんな方からの御意見があればいいんじゃないでしょうかということで、そういった話になったというふうにお聞きしております。ですから、具体的に我々の方に例えば羽柴さんの方からお話があったとか、そういうこともございませんので、特に宮崎市の方につないでいるとかいうこともございません。いずれにしても、そういった動きがあるかどうかも含めまして、まだ状況を見守っているという状況でございます。

○外山良治委員 意味がさっぱりわからん、説明を聞いておって。ちゃんと経過を説明して、その後、知事はその羽柴何とかかんとかにお願いしますとか、どういう会話があったんですか。

○高山商工観光労働部長 私どもも羽柴さんとの間で具体的にこういうお話があったということは聞いておりません。ただ、テレビ等で見た限りにおいては、そういった番組の中でといたしますかね、宮崎の方に興味を持っていただいて、

そして可能性があればあそこに温泉ですか、そういうものを提案する可能性があるんじゃないとか、そういうことがあったと、いわゆる非常に漠とした話というふうに私どもは理解しております。

○橋口観光・リゾート課長 私どもの方も正確には把握しておりませんが、情報では、宮崎市に羽柴さんが見えたときに、知事と接触があったというふうなことで、それからそういう温泉をつくる話が羽柴さんの方から出されて、そして、それがその後の「ピンポン！」というものに話が進んでいったというふうなことでしか伺っておりません。ただ、私どもの方もそういうテレビ放送がなされましたので、それから市の観光サイドとも話をしてみましたけれども、そちらの方にも話は来ていないというふうなことでございました。それ以降、私どもの方も知事の方からそれでどうだということも今のところ何も参っておりませんので、そういったことで、我々としては状況を見守っているというふうなところでございます。

いずれにしても、青島の問題については、知事もそうですけれども、宮崎県の観光の再生を図る上で、委員おっしゃいましたけれども、これ、観光宮崎を代表する一つの大きな観光地でございますので、そういった意味でその活性化を図ることが観光宮崎の再生につながっていくということは基本的に認識しております。そういったことで、知事も青島の再生については非常に大きな関心を持っておられまして、我々もその羽柴さんの話は全然聞いていませんけれども、それ以外のところで話したところ、非常に憂慮されている、何とかしたい、どげんかせにやいかんというふうな気持ちは持つておられることは確かでございます。そののと

ころは、我々行政と知事も同じ認識、そういった意味で、知事は自分の人脈を使われて一つの行動をなされたのではないかと、これは推測でありますけれども、そういうことでございます。

○萩原委員 そうであればですね、部長、これは部長でしょう、知事と直接話すのは。そういうのはかつ速やかに「知事、これはどういう真意でしょうか。具体的に私どもが動きましようか」とか、そういう指示を受けないと、聞いておりますけれども、慎重に進めて推移を見ているじゃ話にならんわけです。ですから、テレビで一応放映されたんだから、「こういうことで県民の皆さんも期待されておるようですが、知事、お忙しいでしょうから、私どもが具体的に動きますが、知事から羽柴秀吉氏にコンタクトをとっていただけませんか。具体的に私なり担当課長が行きますから」と、そういうのは速やかに動かないと、関心を持っているだけじゃ、それはあくまでも話だから、その辺を敏速に動いていただきたいと私は思うわけです。

○橋口観光・リゾート課長 ちょっと補足して申し上げますけれども、橘ホテルの問題が一番のあそこで大きな問題になっているわけですが、土地の所有者は折生迫の財産区が持っている。財産区の管理者は宮崎市でございます。財産区と宮崎市がいろいろ主体的に問題解決に当たっているわけですが、いかにせん、破産管財人によりますと、解体費用が7億から8億かかるというふうなことでございまして、そういったところも大きなハードルになって、なかなか話が進みにくい一つの障害になっているということでございます。補足して説明させていただきます。

○萩原委員 だったら課長、そういう資料を持っておるんだったら、すぐ知事のところに行って、

実は実態はこうなんですよ。これだけのことを負担しなければなかなか温泉を掘ってホテルをつくるというのは大変なんですけど、こういう話も向こうに持って行っていいですかというのを、ぱぱぱっとやっていかんといかんと思うんですがね。

○橋口観光・リゾート課長 そういう話は既にしてございます。そうした上で、知事の方もそういったことで非常に憂慮されてそういうふう動いておられるのではないかなと。そういう事実は既に、動かれる前に認識をされております。

○萩原委員 動かれる前だったら、その話が出た後はまだ知事と全然接触されていないわけでしょう。その辺は本当に具体的なのか、ただ雑談の中の一服の清涼剤で言った話なのか、その辺は真意を聞いてすぐ動いていただきたいですよ。そういうことです。

○外山良治委員 事前にそういった説明をしているということでもいいんですね。事前にちゃんと説明していますと、方向性を定めるために、ことし3月に発表されましたよね。地元の協議会が方向性を示したでしょう。こういった方向でやりますということも知事にはお示しをしているんでしょう。

○橋口観光・リゾート課長 あの報告書自体は、基本的には宮崎市長に対する報告書でございます。そのことについての地元のそういう動きについては知事には説明してございます。

○外山良治委員 今のは本当に行政マンそのものの発言ですよ。植樹園とか国民宿舎もカウントされているでしょう。だから、県の担当課が策定委員会に何人入っていますか。

○橋口観光・リゾート課長 観光・リゾート課、自然公園課、公園下水道課が入っています。

○外山良治委員 だからそう言っているんですよ。市長に出す報告書だから知事には報告しませんというふうには当たらないでしょう。青島観光振興、活性化のためにこういった検討委員会が設けられ、その結果、3月には報告書が市長の方に出されておりますということを知事に説明をされて、そこでずっと年次的に、恐らく平成20年度の予算でもそれがカウントされた予算がついてくるでしょう。そういった中で、知事が羽柴さんとか何とかいう方と勝手に温泉がぼんと出ると困りますよと。早速こういう計画がありますからということを経済観光労働部長が知事に報告に行っていたら、その真意、そして宮崎市に対する説明、てげてげで言うたんよと、今の話はそうでしょう。だから、そういうことをしてもらわなければ混乱するでしょうが。そのことを言っているわけですよ。以上です。もういいです。

○横田委員長 そのほか、よろしいですか。

それでは、以上をもって商工観光労働部を終わります。執行部の皆さん方、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時45分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

日程変更についてお諮りいたします。先ほど、日程を御提案させていただきましたが御了解いただきましたけど、商工観光労働部が時間が長くなってしまいましたので、日程を変更させていただきます。ただいまから労働委員会の審議をさせていただきます。午後1時から県土整備部の審議に入るということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それではよろしく願いいたします。

それでは執行部の入室を認めます。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

労働委員会の方、お疲れさまでございます。大変お待たせいたしました。申しわけないと考えております。

一言ごあいさつを申し上げます。先ほど行われました臨時県議会におきまして、私たち9名が新たに商工建設常任委員会の委員として選任をされました。私は委員長に選任していただきました宮崎市選出の横田照夫でございます。これから2年間、私ども9名が皆さん方にお世話になるわけですが、ひとつおつき合いのほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、私の方から委員の紹介をさせていただきます。

まず、隣が延岡市選出の田口副委員長であります。

続きまして、向かって左側ですが、日南市・南那珂郡選出の坂元委員です。小林市選出の水間委員です。西都市・西米良村選出の濱砂委員です。都城市選出の萩原委員です。北諸県郡選出の蓬原委員です。宮崎市選出の外山委員です。同じく、宮崎市選出の武井委員です。

次に、書記の紹介をいたします。正書記の古谷主任主事でございます。副書記の児玉主任主事です。よろしく願いいたします。

次に、局長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○黒木労働委員会事務局長 事務局長の黒木でございます。委員の皆様には、平素より労働委員会の所管業務につきまして、御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。本年度もどうぞよろしく願いいたします。この後、座って説明をさせていただきます。

まず、幹部職員等を紹介させていただきます。

お手元の委員会資料1ページに記載しておりますが、皆様から向かって左側が調整審査課長の渋谷弘二でございます。続きまして、課長補佐の椎重明でございます。最後に、議会を担当いたします主査の高野浩幸でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、労働委員会の業務概要について御説明をいたします。

資料の2ページをお開きください。まず、1の「労働委員会の構成」でございます。労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者から成る合議制の行政機関でございます。委員の数は、公・労・使のおの5名の15名となっております。労働者委員は労働組合からの、使用者委員は使用者団体からの推薦に基づいて、知事が任命することになっております。また、公益委員は、労使の委員の同意を得て知事が任命することになっております。現在の委員につきましては、6ページの名簿のとおりでございますが、後ほどごらんいただきたいと思います。任期は、2年で、ことし8月19日までとなっております。この委員改選につきましては、現在、商工観光労働部の労働政策課で手続を進めているところであります。

次に、2の「労働委員会の業務」でございますが、労働委員会は労働組合法等の関係法令に基づいて、労働争議の調整、不当労働行為の審査、個別的労使紛争のあっせん等を行っております。

まず、(1)の調整でございますが、これは、労働組合または使用者の申請に基づき、労働争議のあっせん、調停、仲裁を行うものであります。(2)の審査でございますが、不当労働行為の救済申し立てがあった場合の審査と、不当労働行為の救済申し立てなどを行うときに必要となります労働組合の資格審査を行っております。(3)の個別的労使紛争のあっせん等でございますが、労働者個人と使用者との間の労働条件その他労働に関する紛争の解決を図るための相談やあっせんを行っております。

次に、3の「事務局」でございますが、1課10名で、うち1名は労働政策課との兼務となっております。なお、事務局の組織図につきましては、資料の最後の7ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、4の「平成19年度予算」でございますが、労働委員会費1億2,585万7,000円で、内訳は、職員費が8,684万円、委員報酬等の委員会運営費が3,901万7,000円となっております。

次に、3ページをごらんください。「18年度の事件の概要」について御説明をいたします。

まず、調整事件につきましては、3件ございました。まず、B市現業評議員会とB市水道企業職員労働組合あっせん事件につきましては、平成17年度人事院勧告に基づく給与制度改革につきまして、団体交渉が進展しないことから、おのおの別個に申請がございました。あっせんにおいて、給与制度改革以外にも、市町村合併に伴う職員給与調整問題など、早急に解決すべき課題が多々あることが判明したため、労使双方に自主交渉再開を促した結果、団体交渉のめどが立ち、組合から取下書が提出され、終結いたしました。

次に、Cあっせん事件につきましては、団体

交渉は開催されるものの、使用者が団交時間の1時間制限や団交開催日の一方的変更を行うなど、不誠実な対応があるとして、労働組合から申請がございました。あっせんを行いました、労使双方の考えに隔たりが大きく、譲歩の余地がないことから、打ち切りといたしております。

次に、4ページをごらんください。不当労働行為事件につきましては、3件ございました。

1つ目のヤマエ食品工業事件についてであります。本事件は、都城市のヤマエ食品工業を相手方として、組合員に対してなされた不当な処遇の撤回などを求める事件であります。委員調査を実施し、当事者に和解を働きかけました結果、和解が成立いたしました。

次に、2つ目と3つ目の善興会「北郷荘」事件であります。これは、北郷町で身体障害者療護施設——北九州で3つの特別養護老人ホームを運営しております——などを運営する社会福祉法人に関する事件であります。昨年5月に1号事件、11月に2号事件と2つの事件が申し立てられております。1号事件は組合員に対する不利益取り扱いの撤回などを、2号事件は組合副委員長に対する懲戒処分（解雇）の撤回などを求めるものであります。現在、継続中で、1号事件と2号事件とを併合して審査を進めております。

次に、5ページをごらんください。個別的労使紛争事件につきましては、4件ございました。

平成18年第1号あっせん事件につきましては、労働者から、給与を減額されたこと等に対し、これらをもとに戻してほしいとして申請があったものです。事務局において、被申請者に聞き取りを行った日に、当事者間で自主交渉が行われ、和解が成立し、申請者から取下書が提出されました。

次の第2号あっせん事件につきましては、労働者から未払い賃金の支払い等を求めて申請があったものです。事務局で調査したところ、被申請者から、未払い賃金については一括支払うとの確認がとれ、その後、申請者に支払われたため、申請者から取下書が提出されました。

次の第3号あっせん事件につきましては、退職した労働者から会社側の手続のミスでなければ受給できた雇用保険給付の基本手当等の逸失利益の損害賠償を求めて、申請があったものです。双方に対し聞き取り調査を行い、自主交渉を促しその推移を見守っていたところ、雇用保険を受給することとなり、申請者から取下書が提出されました。

最後の平成19年第1号あっせん事件につきましては、労働者から、解雇予告通知の撤回及び主任保育士から保育士への降格辞令の撤回を求めて、申請があったものです。事務局調査を行いましたところ、被申請者からは、就業規則に従い適正に解雇するものであるとして、その主張の隔たりは大きく、あっせんを行っても成果が期待できないことから、不開始といたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○横田委員長 執行部の説明が終わりましたが、委員の皆さん方は質疑がありましたら願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもって労働委員会を終わります。執行部の皆さん、御苦勞さまでした。

午後は1時に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時2分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部の皆さん方には、日程が変更になりました、大変お待たせいたしましたことをまず、おわび申し上げます。

先日行われました臨時県議会におきまして、私ども9名が新たに商工建設常任委員会の委員として選任をされました。私は委員長をさせていただくことになりました宮崎市選出の横田照夫でございます。これからこの9名が2年間、皆さん方にお世話になるわけですが、ひとつおつき合いのほどよろしくお願いを申し上げます。

昨年の官製談合事件を受けまして、入札制度の見直しは避けて通れないということで、今の宮崎県の最重要課題の一つになっているというふうに認識をしております。一方で、地元業者も守っていかなければいけないということで、非常に悩ましい問題だというふうに思っております。また、そのほか、県民の利便性を確保するための県土整備、また安全・安心を提供するための県土整備などなど、私たちが抱えている問題は山積しているというふうに考えております。それら問題の解決のために、活発な議論を重ねていきたいと考えておりますので、委員は委員なりの、執行部は執行部なりの忌憚のない御意見を聞かせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、私の方から委員の紹介をさせていただきます。

まず、私の隣が延岡市選出の田口副委員長であります。

次に、向かって左側ですが、日南市・南那珂郡選出の坂元委員です。小林市選出の水間委員です。西都市・西米良村選出の濱砂委員です。

都城市選出の萩原委員です。

続きまして、向かって右側ですが、北諸県郡選出の蓬原委員です。宮崎市選出の外山委員です。同じく、宮崎市選出の武井委員です。

次に、書記の紹介をいたします。正書記の古谷主任主事です。副書記の児玉主任主事です。以上でございます。

次に、部長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○野口県土整備部長 県土整備部長の野口でございます。よろしくお願いたします。委員の皆様方におかれましては、県土整備部の業務に関して御審議、御指導をいただくことになりました。いろいろお世話になることと存じますが、何とぞよろしくお願いたします。

さて、私どもが所管しております業務でございますけれども、安全で快適な暮らしの実現や地域の自立ある発展を図るため、社会資本の整備を初めといたします県勢発展の基盤となる県土づくりを進めていくこととでございます。また同時に、公共事業の執行を通じまして、本県の景気浮揚や雇用対策など、地域経済の活性化に果たす役割も重要なものがあると考えております。職員が一丸となりまして県土整備行政の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、御指導、御支援のほど、よろしくお願いたします。

引き続きまして、県土整備部幹部職員の紹介に移らせていただきます。申しわけございませんけれども、座って紹介させていただきます。

お手元にお配りしております委員会資料の2ページをお開きください。幹部の一覧表でございます。まず、総括次長の濱砂でございます。

次に、道路・河川・港湾担当次長の山田でございます。

都市計画・建築担当次長の江川でございます。
高速道対策局長の岡田でございます。

管理課長の持原でございます。管理課課長補佐の高原でございます。同じく、郡司でございます。

用地対策課長の小野でございます。同じく、課長補佐の日高でございます。

技術検査課長の児玉でございます。課長補佐の西でございます。同じく、満留でございます。

道路建設課長の荒川でございます。課長補佐の黒木でございます。同じく、白賀でございます。

道路保全課長の東でございます。課長補佐の菓子野でございます。同じく、井上でございます。

資料3ページの方をごらんください。河川課長の児玉でございます。ダム対策監の小城でございます。河川課課長補佐の外山でございます。同じく、野中でございます。

砂防課長の桑畑でございます。課長補佐の前田でございます。同じく、岡留でございます。

港湾課長の竹内でございます。空港・ポートセールス対策監の立脇でございます。港湾課課長補佐の田代でございます。同じく、今西でございます。

都市計画課長の河野でございます。課長補佐の沼口でございます。同じく、函師でございます。

公園下水道課長の富高でございます。課長補佐の坂元でございます。

建築住宅課長の藤原でございます。課長補佐の林田でございます。同じく、池袋でございます。同じく、佐藤でございます。

資料4ページをごらんください。営繕課長の藤山でございます。次は、施設保全対策監の新

川でございますが、本日、病気療養のため、欠席しております。続きまして、営繕課課長補佐の細山田でございます。同じく、上村でございます。同じく、川崎でございます。

高速道対策局次長の渡邊でございます。

最後に、議会担当の管理課主幹、小堀でございます。

なお、出先機関の幹部職員につきましては、4ページ中段以降をごらんいただきたいと思います。

また、県土整備部各課及び局の分掌事務につきましては、6ページから18ページに記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で県土整備部幹部職員の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、お礼と御報告を申し上げます。

まず、東九州自動車道の着工式等についてであります。去る3月25日に開催されました東九州自動車道「北郷一日南間」の着工式につきましては、議員の皆様の御出席を賜り厚く御礼申し上げます。さらに、6月2日には、同じく東九州自動車道の「大分県境―北川間」の着工式が開催されます。これによりまして県内の新直轄区間はすべて着工することになり、早期整備に一層の弾みがつくものと考えております。また、6月5日には、九州横断自動車道延岡線の建設促進地方大会を延岡市で開催することとしております。

次に、懸案となっております東九州自動車道の補償金目的植栽行為についてであります。去る4月26日に「都農―高鍋間」の土地収用法の手続の一環である事業認定告示が行われるとともに、先行して手続を進めております「高鍋―西都間」につきましては、5月18日に宮崎県収

用委員会の第1回審理が開催されました。県といたしましては、今後とも、東九州自動車道を初めとする県内高速道路の早期整備に向けまして、全力で取り組んでまいりますので、委員会を初め、県議会の皆様のより一層の御支援、御協力をお願いいたします。

次に、県土整備部の所管業務について御説明申し上げます。

まず、組織の改正についてであります。委員会資料の1ページ、「行政組織表」がありますので、そちらをごらんください。一番左上のところに黄色で塗ってありますとおり、「土木部」を「県土整備部」へ名称を変更いたしました。これは、県民のための社会資本の整備に取り組むという部の使命を明確化することによりまして、より一層県民の視点に立った県土の整備と職員の意識改革を推進するためのものであります。

次に、管理課でございますが、一般競争入札の拡大等の制度改革を着実に実施するため、「入札制度改革担当」を新設し、建設業・入札制度担当の課長補佐を設置したところでございます。

次に、土木事務所でございますが、構造計算書偽装事件の再発防止等を目的とした建築基準法の改正に対応しまして、建築確認審査体制の強化を図るため、県営住宅管理を除く建築部門を宮崎、日南、都城及び延岡の4土木事務所に集約化いたしました。

次に、県土整備部の平成19年度当初予算について御説明いたします。

委員会資料の19ページ、「平成19年度当初予算一覧」をごらんください。今回は骨格予算ということでありまして、県土整備部の一般会計当初予算は、公共事業については年間所要見込み額のおおむね4割程度、その他の人件費や施設

管理費等の経常的経費については年間所要額を計上しております。このため、県土整備部の平成19年度当初予算額は、まず、一般会計で416億4,579万4,000円であります。主な内訳といたしましては、補助公共事業168億1,582万7,000円、地方道路交付金事業43億9,500万円、県単公共事業46億5,260万9,000円、災害復旧事業26億1,433万4,000円などであります。次に、公共用地取得事業特別会計では14億6,763万6,000円、港湾整備事業特別会計では17億799万9,000円、合計で448億2,142万9,000円となります。

なお、今回は骨格予算ということでもありまして、本格予算を御審議いただきます次回6月定例県議会中の常任委員会におきまして、改めて当部の年間を通じて必要な予算案と主要事業の御説明をさせていただきたいと存じます。

最後に、委員会資料の表紙の裏の目次をごらんください。項目5のところからでございますが、本日の報告事項といたしまして、「入札・契約制度改革に関する実施方針」「道路整備の中期計画の作成について」及び「一ツ葉有料道路の値下げ実施状況について」並びに「宮崎県景観形成基本方針について」を説明させていただく予定にしております。それぞれ、後ほど、担当課長から御報告申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございますが、今後とも、重点的・効率的な事業執行に努めまして、県土整備行政を推進してまいりますので、委員の皆様には、一層の御支援、御指導をお願い申し上げます。以上でございます。

○持原管理課長 まず、「入札・契約制度改革に関する実施方針」につきまして、説明させていただきます。

御承知のとおり、昨年発生いたしました県発

注工事における談合事件によりまして、県の公共工事に対する信頼は大きく失墜いたしました。知事は、就任直後から、一日も早い県政に対する信頼回復に向けまして、入札・契約制度改革の取り組みを指示され、本年2月15日には、県としての基本的な考え方をお示ししたところであり、これに対しまして、県議会を初め、第三者機関でございます行政改革懇談会や公共工事入札適正化委員会からの御意見や御提言、また、パブリックコメント手続等を通じました多くの県民の皆様からの御意見をいただき、それらを踏まえ、本日、配付いたしております「入札・契約制度改革に関する実施方針」が3月15日に、行財政改革推進本部において決定されたところでございます。実施方針は、基本的考え方の時点と方向性は変わっておりませんが、できるだけ数字を入れるなど、改革内容を具体的にいたしますとともに、建設産業の育成への配慮という点につきまして、多くの御意見をいただいたことを踏まえまして、公正な競争の確保を前提に、県内業者へ発注する等の方針を明記いたしております。現在、この実施方針に基づきまして、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度を確立いたしますため、抜本的な改革に取り組んでいるところでございます。

実施方針の主なポイントと取り組み状況でございますけれども、まず、委員会資料の23ページをごらんいただきたいと思っております。この改革に取り組む発端は官製談合でございました。このため、県がみずから襟を正すことがまず第一であり、1の職員の意識改革とコンプライアンスの徹底では、(1)にあります。知事がみずから厳しく律し職務遂行に当たるとともに、職員倫理規程の制定や、官製談合についての懲戒処分基準の明確化などに取り組むことといた

しております。

(2)の公益通報制度では、本年4月1日に、新たに弁護士が管理する外部窓口の設置を行いまして、その強化が図られております。

(3)の働きかけ、口ききへの対応では、公共工事の公正な執行を損なうおそれのある働きかけについて記録し、公表する制度が本年4月23日から施行されております。次の24ページでございます。

(4)の営利企業に再就職した職員の扱いでございますけれども、再就職後3年間は県への営業活動等を行わないよう、本人及び再就職先に強く自粛を要請したところであり、あわせて、再就職の状況も公表することといたしております。

2の公正、透明で競争性の高い入札契約制度への改革であります。(1)の指名競争入札の廃止と一般競争入札の拡大は、改革の大きなポイントとなります。具体的には、予定価格250万円以上の建設工事について、段階的に指名競争入札を廃止し、20年の1月までには原則として一般競争入札に移行いたします。一般競争入札の拡大については、県内建設業者の育成へ配慮すべき等、多くの御意見をいただいたところであります。このため、地域要件を設定し、特殊な工事など競争性が不足する場合を除きまして、県内建設業者に発注することといたしました。具体的には、県内全域、または県内を3ブロックもしくは農林振興局単位の6ブロックに分割するなど、公正な競争の確保を前提に、工事の規模、種類を勘案して設定いたしております。25ページであります。真ん中あたりの段落でございますけれども、公共工事の業務委託につきましても、19年度から段階的に指名競争入札を廃止いたしまして、一般競争入札やプロポーザル

方式など、多様な入札・契約方式を推進することとしております。

(2) の総合評価方式等の拡充では、公共工事の品質の確保に関する法律が平成17年から施行されていることもあり、価格と品質で総合的にすぐれた調達を実現する観点から、総合評価方式の試行を拡大してまいります。

また、(3) の電子入札の拡大では、一般競争入札の拡大に伴う入札参加者及び発注者の負担軽減等の観点から、電子入札の全面導入につきまして、当初計画を3カ月前倒しし、本年7月から実施をいたします。

26ページの(4) 公共工事の適正な施工の確保でございます。工事の品質確保等についても多くの御意見をいただいたところでもあります。このため、落札率が一定以下の工事等については、下請業者への発注状況等も含めた施工体制点検や監督業務の重点実施など、工事監督検査体制を充実強化いたします。具体的には、仮称ではございますけれども、施工体制監視チームの設置を検討しているところでもあります。

また、(5) になりますけれども、談合等の不正行為を行った業者に対するペナルティーは、既に4月から違約金を10%から20%に増額したところであり、今後、入札参加停止期間の最長の期間を現行の12月から24月に延長するなど、強化を図ってまいります。

次に、3の入札・契約制度の適正な運用については、公共工事入札適正化委員会の機能強化や入札・契約事務の発注部局からの分離など、県の組織体制の整備を図りますとともに、(3) にあります情報公開の推進では、県議会に入札・契約情報を定期的に報告するとともに、県民の皆様へすべての入札・契約情報をわかりやすく工夫しながら、県のホームページで公開いたし

ます。

27ページの4の建設業界への対応の(2) 建設産業の活性化でございますけれども、地域の建設産業の役割は大変重要であることから、地域要件の設定に加えまして、下請工事の発注に当たっての県内業者の活用や、建設資材の県内調達の促進を図ることといたしております。また、建設産業活性化プランに基づきまして、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりや、新分野進出への支援などにつきましても、県として適切に対応してまいります。

5のその他のところでございますけれども、(1) 改革の進行管理と検証では、改革について慎重に進めてほしい、検証をすべきとの意見もいただいたところでもあります。このため、行財政改革推進本部や公共工事入札適正化委員会におきまして、継続的に進行管理を行うとともに、検証に努めることといたしております。

また、(2) のところでございますけれども、公共工事以外の庁舎の清掃や警備等の業務委託、物品調達等に係る入札・契約事務につきましても、行財政改革大綱の見直しの中で検討することとされております。

最後に、28ページの工程表に改革の実施時期を明記しております。なお、入札・契約改革の実施に当たりましては、混乱が生じないように、3月には県内3ブロックで電子入札未登録業者に対する説明会を、4月には土木事務所などの発注機関に対する入札手続説明会を、また、5月には県内8ブロックで建設業者等に対する新たな入札制度の説明会を実施したところであり、さらに、5月下旬から9月中旬にかけて、県内8会場で、建設業者等を対象に延べ32回の電子入札操作研修も実施することといたしております。

今後とも、県民の信頼回復に向けまして、実施方針に基づき、改革を着実かつスピード感を持って実施してまいりたいと考えております。

次に、お手元に右肩に「参考資料」として資料を配付しております。「入札・契約結果の公表について」でございます。別冊、色刷りの資料でございます。これは本日、参考資料として配付させていただいております。先ほど説明しました実施方針の中でも触れましたけれども、県の入札・契約情報につきましては、定期的に県議会に報告いたしますとともに、県のホームページ等で公表することといたしております。電子入札を行った個々の入札結果等につきましては、既にホームページで公表しておりますが、今回は、平成18年度の集計結果を公表するものであります。

表紙をごらんください。1の公表対象についてですけれども、県土整備部、農政水産部及び環境森林部、いわゆる公共三部の建設工事、関連業務に係る入札・契約結果を公表いたしております。

次に、2の公表内容ですけれども、発注件数、予定価格、落札価格及び落札率を公表いたします。

次に、3の公表項目及び今後の予定についてでありますけれども、まず、年度ごとに公共三部の合計値、発注機関別の数値、建設工事、業務委託それぞれの業種別の数値、予定価格別の数値及び県内業者の落札状況の5項目を公表いたします。さらに、四半期ごとにも県内業者の落札状況等を除きます4項目を公表いたします。

次ページ以降は、18年度の入札・契約結果の状況について取りまとめたものでございます。ちなみに、右の方に18年度の建設工事の落札率を載せておりますけれども、17年度と比べまし

て5.5%下がりました、91.1%となっております。詳細につきましては、後ほど、資料をごらんいただきますようお願いいたします。

また、本日、委員に配付しております資料は、本日、県庁ホームページでも公表したところであります。

以上で説明を終わります。

○荒川道路建設課長 道路建設課でございます。道路整備の中期計画について御報告いたします。

委員会資料の29ページをごらんください。初めに、1の概要についてであります。国土交通省は、昨年12月に閣議決定されました道路特定財源の見直しに関する具体策を受けまして、真に必要な道路整備を計画的に進めるために、今後の具体的な道路整備の姿を示しました中期的な計画の作成に着手されたところでございます。

次に、2の中期計画への取り組みについてであります。(1)と(2)に記載していますように、中期計画とは、中期的な整備目標とその達成に必要な事業量を明示した計画を想定されております。作成に当たりましては、国民、有識者、知事、市町村長など、国民各層から道路をめぐるさまざまな意見を幅広く伺うこととし、国においてアンケート調査や聞き取り調査が実施されているところでございます。(3)としまして、そのスケジュールをフロー図で示しておりますが、7月末までにアンケートや国民各層からの意見等の聴取が実施されております。その後、中期計画の素案が作成され、最終的には、年内に中期計画が作成される予定と伺っております。県としましては、真に必要な道路整備を国が策定します中期計画へ盛り込んでいただきますよう、最大限の努力をしまいたいと考えております。なお、アンケート調査の用紙を別途配付させていただいております。後ほど、

御参照いただきたいと思ひます。

続きまして、「一ツ葉有料道路の料金値下げ実施状況について」御報告いたします。

委員会資料の30ページをごらんください。1に示しておりますが、県道路公社では、4月1日から通行料金の値下げを実施いたしております。2と3に北線及び南線の車種別の値下げ料金等を示しております。4に利用状況を示しておりますが、北線におきましては、本年4月1カ月間の平均日交通量は5,793台でございました。これは、前年同時期と比較しまして38%の伸びとなっております。また、ゴールデンウィーク期間中の平均日交通量は7,463台でございまして、前年同時期と比較しまして28%の伸びとなっております。南線におきましては、平均日交通量が前年同時期と比較しまして、ほぼ同じ利用状況でございました。今後とも、利用促進に向けまして、チラシ、ポスター、立て看板等によりましてPRに努めてまいりたいと考えております。

道路建設課につきましては、以上でございます。

○河野都市計画課長 都市計画課でございます。

「宮崎県景観形成基本計画」について御説明いたします。資料としまして、お手元に「宮崎県景観形成基本方針」の概要版を配付しております。この景観形成基本方針につきましては、昨年9月の当委員会で策定途中の内容や年度内策定に向けての説明をさせていただいたところであります。その後、有識者などから成ります景観形成推進懇談会等で議論を重ねまして、この4月に公表しましたので、その概要を報告いたします。

パンフレットをお開きください。左上の「本県ではぐくまれた景観の特性と課題」についてであります。本県の景観としましては、1の自

然的環境に関する景観から一番下の5の公共施設の景観まで、県内各地で見られるさまざまな景観を紹介しております。

パンフレットをもう一度両側に開いて、左上の「宮崎県景観形成基本方針」についてであります。これまで、本県では、昭和44年に都道府県として初めて景観に関する条例である「沿道修景美化条例」を制定するなど、豊かな自然を生かした美しい県土づくりに全国に先駆けて取り組み、その保全、創出の成果を観光分野で生かしてきました。平成16年に景観法が制定され、全国にも美しいまちづくりに関する関心が高まりを見せており、本県としましては、これまで以上に魅力を高める取り組みが必要となっております。この基本方針は、上から7行目にありますけれども、県としての景観形成に関する基本的考え方や方向性を明らかにし、住民と行政が協働して景観を糸口とした持続的かつ活力ある宮崎県を創造するために策定するものであります。

その下の「宮崎県における景観のとらえ方」についてですが、1の宮崎県の景観は、生活と密接に結びついて形成されたものであることなどから、「景観づくりは地域づくり」と位置づけたところであります。

このページの中ほどの上段でございましてけれども、景観の将来像と基本方針を記載しております。まず、将来像についてですが、景観は、自然と人々の生活のかかわり合いの中から生まれたものと言えますので、「自然と人々の生活が融合した美しいみやざきの創造」としたところです。その下に、基本方針について書いております。本県が持つ豊かな自然環境や、歴史・文化等を生かした景観づくりを進めるため、基本方針の1、「意識と人を育てる」から方針5の「特

性を生かし、活性化につなぐ」としております。

ここで一度パンフレットを閉じていただきまして、裏表紙をごらんください。「景観づくりの主体と役割について」であります。中ほどに住民・事業者の役割、市町村の役割、県の役割を模式図で示しております。住民が景観づくりの主役であることや、事業者も重要な担い手であること、また、市町村は景観行政の主体であり、景観行政団体になることが望ましいこととしております。さらに、県は、広域的観点から、先導、調整を図る役割を担うとともに、住民、市町村等の取り組みを支援することとしております。

申しわけありませんけれども、もう一度パンフレットを全部お開きください。パンフレットの一番右の方ですけれども、「県として取り組む重点施策について」であります。1の住民、事業者、市町村に対する啓発支援など（1）から（4）に示しております。このことに取り組んでまいります。

都市計画課からの報告は以上でございます。

○横田委員長 執行部の説明が終わりました。委員の皆さん方、質疑がありましたらお願いいたします。

○坂元委員 入札に関連してですけど、予定価格を公表されると。予定価格はどうやってつくられるかという設計単価の積み上げによって成る。じゃ、設計単価、歩掛かりはどうやって得られるかという、国土交通省の物調に基づきいろいろな単価でもって成り立っていくと。その設計価格が適正であるかどうかというのはだれが判断するんですか。

○児玉技術検査課長 適正単価をだれが判断するのかというのは、積算の一つの根拠がございまして、数字的にはじき上げてまいります、

標準歩掛かり、そういった積み上げの中で直接工事費、共通仮設費、そういった形で積み上げていまして工事価格が出てきて、イコール設計予定価格としておりますから、一応、計算式に基づいた算出というような形で、だれがということじゃなくて、そういう形でそれぞれはじいたものを所属長の決裁のもとに物が動いているという状況です。

○坂元委員 ですから、前年度、コンサルにかけられて設計ができ上がるんですね。それを今度はコンピューターでいろいろ単価を入れていくということで、落札率を競うということよりも、予定価格が適正だったのかどうかということがまず前提にこないと、じゃ、発注し終わってから、例えば鉄の値段が上がったとか、原油が高くなって、とてもじゃないが発電機を一晩じゅう回しておったら油代が赤字でどうしようもないというのは、設計変更でちゃんと見てくれるということですかね。

○児玉技術検査課長 資材等の調査というのは、年に4回ほど、物価調査会、経済調査会とかいったのを委託して調べていくわけなんです、その中に変動の大きい等はその都度、対応しています。同時に、歩掛かり等の改定があれば、年に1回ですけど、大体7月ごろに一応運用していきますけど、その都度、そういった変更対応はしていつているということでございます。

○坂元委員 例えば河川工事の場合、基礎をつくるのに掘削すると、水かえもしなきゃならない、その水かえがポンプが3台しか見てないけど、実際は5台使ったと。それじゃないと現場はできんがねと。しかし、土木事務所はそれをちゃんと現認しながらも設計変更には応じないということがあったり、例えば台風が来たときに、ちょっと土砂崩れがあったと、ショベルカー

を持ってきてあれを取り除いてくれというときに、業者にやっぱり持たれ合いますよね。業者に依存する。かといって、後でちゃんとかかった費用を見ってくれるかという、請求ができないというようなこともありますよね。今まではあった。がしかし、受注と発注者が対等な関係になるとすれば、当然、それは排除しなきゃならないということになりますね。しかし、業者側は請け負業者だから、どうしても物を言ったら主観点数に響くんじゃないかというふうに、物言えば唇が寒くなるという状況だから、今まで物が言えなかった。しかし、こういうふうに厳しい状況の中でやっていくには、正当な評価というのを請け負けもちゃんと認めてもらわなきゃならないと。そうすれば、当然、第三者機関というのがそこになければならないだろうというふうに私は思うんですが、執行部がそういうようなお考えでなければ、我々でちゃんと手当てして政策条例でやるかなと思っているんですが、そういう業者側の公正さへの是正を求め、そういう審査機関というのはあるんですか。

○持原管理課長 従来、建設工事の紛争審査会とか、そういうレベルのものはございましたけれども、確かに、委員おっしゃるように、一般競争入札が一般化してまいりますと、やはり対等の立場での契約関係、そういうものが大事になってこようかとは思っております。そういうことで、例えば、現在、建設業者の相談窓口的なものは置いておりますけれども、各土木事務所でありますとか、本庁の管理課にも置いております。そういうところを一部検討いたしまして、業者サイドの情報といいますか、通告といいますか、発注者サイドに直接申せない部分というのも、今後は検討する段階に来ているなど。今後、一般競争入札がふえてきますと、そうい

うことも大事であるなというふうな認識は部内で持っておるところでございます。

○坂元委員 管理課長の所管ですが、建設技術センターはことし16名だったですかね。やがては県の手を放れるという状況も予測されるわけですね。道州制も視野に入れた時代ですから、例えば建設技術関係は宮崎県が請け負いましょう、農業関係のこの分野は熊本県の農業大学で請け負いましょうとか、そういうふうに九州管内でいろいろ話し合って、土木の青年隊のような技術者の養成は宮崎県が請け負いましょうと、観光事業なんかを九州の機構でやっているのと同じように、そのかわり、維持費の相応の分担をもらえませんかというような生き残り方策は検討できないものでしょうか。例えば、ほかには高等水研とかいっぱいあるけど、九州各県で分担しながら、そういう産業技術教育、その部分を分担していこうかという位置づけの中に産業開発青年隊を置くことはできないものですかね。

○持原管理課長 道州制をにらみまして、そういう分野で各県が連携をしていく必要性というのは、私も当然、今後必要になってくるなと思っておりますけれども、まだ現状ではそのような試験研究機関でありますとか、特定の分野での、前おりましたところでは労働行政でありますとか、そういうところでの具体的なプログラムまではしていないというのが現状かなと思っています。さらには、もう少し知事会あたりでの議論というのが今後待たれるのかなと、そういうところが議論されてきて道州制あたりの議論につながるのかなとは思っております。

ただ、おっしゃいました建設技術センターの問題ですけれども、ことしの参加者が22名という状況でございました。各県、40年代あたりで

かなり手放しまして、今、全国であるところは熊本県とうちの県だけでございます。熊本県は本年度いっぱい廃止するという方針を明確に出しました。私どもも、去年から、引き続き、どうするのかという検討はいたしておりますけれども、現状で、過去2カ年、先輩の方々でありますとか、建設業者の皆様の御協力もいただいて、各学校にも足しげく足を運びまして勧誘をいたしました。その結果が、施工管理課程が19名、そして2年課程になります専門課程の方が3名、トータルで22名という状況です。これは非常に厳しいなど。しかも2年間。昨年が23名でしたので、非常に厳しい状況になってきているなということ認識しております。今の段階で、建設技術センターの機能につきましては、社会経済の情勢と申しますか、相当高学歴化が進んでおって、専門学校に行ったり、大学に行ったりするような状況も出てきておまして、しかも、建設技術センターの方は、3K職場の代表的な建設産業でございますけれども、しかもそれを厳しい状態で鍛えておるといいう状況がなかなか理解が得られていないというか、そういう状況でございますので、非常に厳しい状況にあることは認識いたしております。そういうことで、他県との連携というのは、今の段階でうちの県がという状況にはないのかなと思っております。以上でございます。

○横田委員長 ほかに何か。

○濱砂委員 ちょっと見方を教えてください。インターネットで引いたやつが手元にあると思うんですが、直近のやつで、宮崎県土整備部西臼杵支庁土木入札見積もり結果、この表の見方がわかりませんが、予定価格が1億1,741万9,000円、最低制限調査基準価格が8,792万5,794円、このときに、まず業者一覧の管内もわからん

ですが、大臣本店の意味ですね。

それから、これは志多組が8,415万1,150円で落としているんですが、最低制限は8,700万、落ちたのが8,400万というのは消費税の関係ですか。ちょっと見方を教えてください。

○児玉技術検査課長 大臣本店というのは、要するに大臣登録ということでございます。

○持原管理課長 私の方で補足させていただきます。この表の右の方、予定価格、最低制限調査基準価格、入札書比較価格、落札金額という欄がございます。今、入札は消費税を抜いてお願いしておりますので、基準的にはこの右の欄が比較する額になります。下の方の業者一覧のところがございます入札見積もり額、これのところも税抜きでございますので、基本的には右側の価格の欄が比較する基準価格となります。左の方は参考までに税込みの価格を記載しているということで御理解をいただきたいと思いません。

それから、大臣本店につきましては、建設業の大臣許可というのは、御案内のように、2県にまたがってやる場合は大臣が許可をすることになっておまして、大臣本店のところは、大臣の許可業者で、しかも本店が本県内にあると。志多組さんの場合は本県の業者でございますので、大臣本店という表記をいたしておるところでございます。よろしく願いいたします。

○濱砂委員 2番目が、高鍋・五幸建設で、8,415万3,000円、金額の差が2,800円程度なんですが、この金額もそうなんですけど、全体的なものが非常に接近しているという状況なんです。積算価格というのは各業者さんはみんな知っているんですか。

○持原管理課長 積算価格と申しますか、単価

でありますとか、歩掛かり等につきまして、一定のものは公表されております。ただ、価格というのは当然、県の方で積算して予定価格を立てます。そして、予定価格は事前に公表いたしております。そういうことで、後はそれぞれの業者さんが、自分の適正な見積もりの中で営業的に判断をして入札されるものであるというふうに理解しております。

○濱砂委員 最低価格というのはだれが決めるんですか。

○持原管理課長 これも一定の基準に基づきまして、県の方で定めます。

○濱砂委員 これには載っていないんですけど、1円とか10円の差だとかいう話を聞くんですよ。しかも、この表にも出ていますように、1業者が2つ続けてとったり、3つ続けてとったりしているんですよ。こういう現状というのは、制限は全くない、だれでもいいと。極端な話が、1業者で今月発注された10件の案件すべてをとっても何も問題ないという状況なんですかね。

○児玉技術検査課長 最低制限価格にかなり近い数字だとおっしゃる。確かに、調べてみますとこういった実態が相当出てきております。1つ考えられるのは、宮崎の場合も、全国の方で、各県さんが採用しておりますけど、公契連モデルという計算式がございまして、これは公表はしておりませんが、こういった一定の数値を掛けまして、当然、直接工事費、共通仮設費、現場管理費に幾らというような形で積み上げた一つの計算式がございまして、そういったのをやっておりますので、考えられるのは、企業さんの方がソフトとか、いろんな形を入手している可能性はある。もう一つは、今、管理課長も申し上げましたが、予定価格を公表しておりますので、ある程度の逆計算して直工を引っ張り出す

方法はあるので、かなり近いところまで来る考え方もあるのかなと。

もう一つは、ダイレクトに申しますと、漏えい問題になりますけど、先ほど説明しましたように、コンプライアンスということで、これはあってはならないこととございますが、そういうことはないということとございますと、この実態を偶然とは余りとらえにくいんですけど、何らかの形でこういった数字があるのは本当ではないということで、今後の対応というのは、知事会でも言っておりますけど、最低制限価格の平均額型という導入、例えば、下の方から5社を算出して平均値をとる、そういった方法もあるなど。いろんな係数をぶっかけてやっていく。いずれにせよ、この最低制限価格の問題については、早急に何らかの対応を今後していかないかんのかなという考え方は持っております。

○濱砂委員 そういう根拠をもって入札に挑まれる業者さん、偏って受注していくというような、この表を見てもそういうものが見えますから、しかも金額はほんの1,000円から、あるいは何十円とかいう差で偏った落札がされておるといのは、本当に透明に、何円差で僕がとったんですよというようなのは公表すべきだと思うんですね。インターネットは金額の差も出ていますかね。

○持原管理課長 ホームページ上ではすべて個々の入札金額まで出してしております。制限価格を割ったのは失格とか、そういう表示まですべて出してしております。

○濱砂委員 ホームページで我々も時々見るぐらいなんですけど、県庁ホームページ、どのくらいのアクセスがあるかわからないんですけど、これは広く県民に広報か何かでこういう実態だと、これが本当の姿なんですよ、こういっ

た偏ったものもあるんですよというのも明確に出すべきじゃないかと思うんですね。何かありましたら。

○持原管理課長 そういうこともございまして、年間のトータルの落札状況等も今回、初めて県民にわかりやすいような形でお示しすると。今後、いろんな動向もございまして、四半期ごとにこういう情報を提供していくということに改めたところでございます。しかしながら、おっしゃるように、昨年から、一般競争入札の導入に伴いまして、かなり厳しい状況というのが出てきているのは十分承知いたしておりますので、先ほど、私の説明の中でも申しましたように、事実を検証して、また対策を打っていくということが基本的な姿勢でございますので、その辺は十分研究、検討をさせてまいりたいというふうに考えております。

○濱砂委員 よろしくお願ひします。例えば、50円で不渡りを出すとかいうことも出てくるわけですよ。1円の差で会社がつぶれる、従業員がそれぞれ路頭に迷うとか、そういったものもあるものですから、一般競争入札になったのはいいことですからどんどんやってもらわなきゃいかん。けれども、執行部の方も、発注側もちゃんと責任を持って、例えば、同じ業者さんが3件続けてとったとか出ていますからね、というようなものがあるとすれば、その業者さんは神奈川県だったか、1カ月間は入札ができないとかやっているところも先進地であっているようですよ。そういうようなものを踏まえて十分検討していただきたい。

それから、私も聞かれてわからなかったものですから、道路建設課長に昨日、電話をしたんですが、そのときも明快な回答がなかったものですから教えていただきたいんですが、24ペー

ジの地域要件なんですけど、「公正、透明で競争性の高い入札・契約制度の改革」というのは、これは当然のことなんですけど、この中の地域要件、「県発注の公共工事については、特殊な工事など競争性が不足する場合を除き、県内建設業者に発注するものとする」というので、こちらの方は串間土木事務所、平成19年5月10日、トンネル工事、私はこれ、聞かれたんですが、よくわからなかったものですから、連絡をしたけど、そこでも余りはっきりしたお答えがなかったものですから、きょう、お伺いするんですが、戸田建設は県外業者ですよ。こういうのがちょっと私どもに基準がわからないんですよ。何で県外業者が、5億円程度の工事だったらしいんです。ここで入札した結果、落札をされたのか、教えていただけますか。

○荒川道路建設課長 串間土木発注の国道448号の小崎トンネルの発注につきまして、先ほど委員からありましたように、お尋ねがあったわけでございます。それで、私の方もそのときすぐにはなかなかわかりづらい面もありまして、ちょっと調べておいたわけでございますけれども、それにつきまして御説明させていただきたいと思ひます。

今の御質問は、県外業者がとっていると。地域要件からいって地元でいいんじゃないかという御意見かなと思うんですけど、トンネルにつきましては、特殊工事みたいな格好で思っております。私どもとしまして、宮崎県内でJVを組むか、単体でいくかということもありますけれども、5億円以下は要領等がありまして、単体といくということになっております。この5億円以下のトンネル工事に対して、じゃ、地域要件はどうするかというときに、県内で施工実績があるという条件つき一般競争入札にな

るものですから、実績としてトンネル工事をやった会社さんがどのくらいいらっしゃるかということは、過去の実績から調べれば、参加可能、あくまでも可能ですが、業者さんの数はわかるわけでございます。それで調べてみますと、その当時の数が11社でございました。その後、ぎりぎりになって完成して参加できるというのが1社か2社ありましてちょっとふえましたけれども、基本的にそのときには11社でございました。そういった中で競争性が保てるかということもあるわけでございます。我々としては、5億円以下の単体のトンネル、それも特殊工事というようなことで、やはり宮崎県内に営業所があるということになりますと、県外のところも実績があれば参加できるわけですが、そういうことで考えまして、その条件設定をしたわけでございます。それでいきますと、最初的时候県内が11社でしたけれども、県外を入れまして21社ぐらいが可能業者になったというわけでございます。

平成18年度に、何社ぐらいがじゃ、妥当なのかというのいろいろ出てくるわけですね。そのときに全国知事会等でも議論されておりました、最低の可能業者数というのは恐らく20社から30社ぐらい、それ以上は必要じゃないかというような御意見が知事会の中で出ておったようでございます。そういうことから、県内に営業所があるということにして、今言いましたように21社ですが、そういった数の方が競争性が保てるのではないかとということでこのような条件にしたわけでございます。以上でございます。

○濱砂委員 適正な数というのが、まだはっきりしていないんですね、20社とか、30社とかいうのは。その物件に応じて違うんですか。

○荒川道路建設課長 先ほど申しましたように、全国知事会の中でも今、最低限20社か30社以上というふうに言われておりますけれども、管理課長のあれかもしれませんけれども、宮崎県におきましても、そういった知事会のものを参考にしながら、何社ぐらいが妥当かという議論をした中で、一般土木程度でしたら50社ぐらい、特殊工事ですとなかなか実績がないから20社から30社以上、知事会のやつを入れてですね。そういった意見もあるわけでございます。そういうふうな工事の種類によって当然、実績等が変わってきますから、数は変わってくるのではないかなと思います。いずれにしても、競争性を保つということが一番重要じゃないかというふうに思っております。

○濱砂委員 わかりました。当然に競争性を保たないかということですが、先ほどのように偏って受注していくというのも本来の競争性なのかなということもありますから、十分その辺を配慮して、偏らんように、同じ金額なら同じ業者ばかりじゃなくてもいいはずですから、同じ金額でほかの業者さんでもできるんだったら、1社だけにこんなにたくさんやらんでもいいんじゃないかと、我々素人は考えますよね。ぜひ、その辺も検討していただいて、偏らんようお願いをいたします。

○横田委員長 そのほか、ありませんか。

○水間委員 その地域要件の中で、先ほどは県内全域、県内を6ブロックに分割ということでしたが、6ブロックの分割の地域はどうなりますか。もしあれば、後で資料で下さい。

○持原管理課長 6ブロックは、御承知のように、今の農林振興局単位で基本的に考えております。県北で申しますと、西臼杵支庁と東臼杵の農林振興局、これを1ブロック、児湯の農林

振興局を1つ、中央の宮崎の農林振興局を1つ、西諸県を1つ、北諸県を1つ、それから県南の方、南那珂農林振興局単位を1つ、そういうことで6ブロックというふうに考えております。

○水間委員 それと、電子入札の拡大の中で、3カ月ちょっと前倒しをするということのようです。建設業者への周知については十分配慮をするということですが、電子入札するに当たって、いわゆる機械導入せにゃいかんということになるんですが、そこあたり、どんな方向で配慮をしていかれるおつもりですか。

○持原管理課長 まず、設備関係でございますけれども、私どもが平成16年度に全有資格業者を対象に調査をいたしました。そうしたところ、パソコン保有率がその時点で98%でございました。今回、電子入札を実施するのに際しましては、そのようなパソコンが、一つはインターネットを使用できる環境にあるのかどうかというのがまずポイントになります。これは、我々個人でもインターネットに接続しているという状況もございまして、業務として建設業を営むという方であれば、そういう環境というのは当然、保持しておくべきかなと思っております。それに加えて、専用の電子入札用のICカードが必要になってまいります。これが1万5,000円程度でございます。そして、ICカードのリーダーが1万円程度でございます。これぐらいは初期投資として当然、準備していただきたいというふうに思っております。

それとあわせて、その辺の周知のお話でございますけれども、ことしの3月まで重ねて段階的に説明会もやってまいりました。それから、御案内の建設技術推進機構でありますとか職業能力開発協会、ここでもそのような操作の研修を実施しております。それから、5月に新

たな入札制度説明会を業者さんに向け周知を図っておるところでございます。この中で、5月中に、8日からずっと先日まで、今もやっておりますけれども、大体2,500名の参加者を得ております。そういう周知を図ることによりまして、十分、7月の電子入札の本格導入は可能であるというふうに判断いたしております。

○水間委員 それと、19年度の当初予算の県土整備部のが出ていますが、6月議会が間近なんですけれども、まだ肉づけという形では、当初予算の一覧の中ではどこらあたりがということはまだ発表できないんですか。

○持原管理課長 御案内のように、ことしは骨格ということで、昨年10月の編成方針でありますとか、新たな財政改革推進計画に基づきまして、4割程度を計上させていただいたところでございます。なおかつ、18年度以前の災害復旧事業でありますとか、17年災で非常に大きな被害を受けました激甚災の緊急対策事業、あるいは早急に事業効果を発揮する必要があるものにつきましましては、ほぼトータルでの年間所要額を計上させていただいたところでございます。そういうことで、具体的に4割の公共事業費で、県民生活への影響というのは基本的に生じないように措置したところございまして、あと6月補正に向けて頑張っていきたいというふうに考えております。そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

○水間委員 いつになったら発表できますか。

○持原管理課長 個別の工事箇所を表とか、そういうものことかと思っておりますけれども、6月下旬をめどに、公共、ほかの2部ともあわせて配付をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○水間委員 細かな地域については6月下旬で

すね。6月8日から議会が始まるんですが、それに対して、いわゆる知事の言う肉づけをされる部分、これについて県土整備部としてはどうですか。どのような状況なのか、前年からすると残りは550億ぐらいあるんですがね。これを維持できるのかどうか、そこあたりはどうなんですか。

○持原管理課長 基本的な予算の中身につきましては、次回の委員会でいろいろ御説明をし、御意見を賜りたいと思っておりますけど、全体的な県の予算状況というのが非常に厳しい状況でございますので、その辺を踏まえて適切に対応したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○水間委員 全体じゃなくて、県土整備部としての予算の総括の流れはどうですかということをお聞かせされたときはどのようなお答えなんですか。もうそのくらいはわかっているんじゃないかと思うんですけど。

○持原管理課長 昨年来の財政当局の話の中では、公共事業費の三角の5%が基本になっております。そういうことで、県民生活に影響が出ないように、道路とか河川の維持管理経費、あるいは災害復旧経費等につきましては、先ほど説明しましたように、骨格予算に計上いたしまして、東九州自動車道あたりの経費につきましては、優先的に確保しようとしているところでございます。

○水間委員 僕の質問が悪いのかもしれませんがね。19年度の当初予算で448億を組んだわけですよ、県土整備部の。一般会計416億、44.1%しか組んでいなかった。だから、今度は知事は肉づけをされるわけですよ。そうですね。その中で県土整備部として、残りの100%に近くなるためには、どんな予算の努力をして、どのくら

い予想ができますかと、それがわかったら教えてくださいと、そこを聞いたんですが、部長。

○野口県土整備部長 先ほどから申し上げていきますとおり、今回は、県民の皆さんに御不便がかからないように、約4割の骨格予算として当初予算を組ませていただいたわけです。我々、各地域からも公共施設、社会基盤について非常に要望が多く、やっていかなくちゃいけないというようなことは十分認識しております。その中で、先ほど管理課長もお話ししましたが、一方で、県の財政的にも非常に厳しい部分もあるというような中で、財政当局の方といろいろ折衝をしておりますが、かなり厳しい状況にはなってきているということでございます。しかしながら、やっていかなくちゃいけないことはやっていかなくちゃいけないんですね。重点的に、効率的に予算の執行を行っていきたいと思っております。

さらに、これも先ほどと重複になりますがけれども、県政の最重要課題の東九州自動車道の、特に県の負担が必要となります新直轄事業につきましては、必要額をこれからも確保していくというような形にしておりますし、あるいは災害復旧等まだ残っている部分等もございまして、激特事業も5カ年間の予定で行っていくというものもございまして、そういうものを中心にしっかり予算の確保を図っていきたいと思っております。以上です。

○水間委員 最後にしますが、28日にはこの予算の流れは説明しなきゃならない時期に来ているんですよ。そうでしょう。であれば、この委員会でも、今、県土整備部としては、当初ではこれくらい、今度は要求してこのくらいの予算の流れとしてはあるんですというぐらいの説明が欲しかったんですよ。今の説明、重点事業を

いろいろやられるのはわかっているんですが、今後、知事が骨格で組まれた予算を肉づけするわけですから、あと4～5日もしたら説明せにゃならん時期に来ているんですよ。それをまだ、これはまだそこまでは発表できませんという流れだろうと今、感じましたけれども、大体県土整備部としてはこのくらいの予算の流れをつかんでいるだろうと思うんですよ。つかんでいなければおかしいですよ。そこを隠すと言ったらおかしいけれども、説明のところはちゃんと説明してほしい。どうせあと2～3日すればそんなことはわかるんです。いいです。

○横田委員長 ほかに。

○外山良治委員 今回、入札制度改革というのは、官製談合があつて、こういうことではいかんわなど。知事が、議会に対して、あなた方は入札率が96%もあつておかしいと思わんのですかというような問いかけを私たち県議会の方に行しました。普通なら当局に対して、執行部に対して言うべき言葉を県議会に言っておられるなど、おかしな知事だなど私は不思議に思いました。それはそれとして、こういった点については、県議会でも、私、過去4年間在籍をしていて、この点についてはかんかんがくがくの議論がありました。たった4年でも随分と議会でも話題となっておりました。ですから、これは県議会の責任ではなくて、やっぱり当局が、執行部側がそういったことを継続継承してきたと、まず、そういった点について十分反省をしていただきたいと。

そして、入札・契約制度改革案——案ではないですね、当局が勝手につくるわけですから。これでもって進めていくということになるでしょう。例えば、地域要件、これを全県下を3ブロックと6ブロックに分ける、それで地域要

件とすると。そうした場合に、今も話題になっていましたが、平成18年度当初はたしか80何億、最終が七百何十億だったと思いますが、今回の19年度肉づけでどのくらいになるかわかりませんが、700億を若干切るくらいかなと、これは私が勝手に推察するわけですよ。そうなって、地域要件をカウントして、入札制度を改革して、例えば、長野が75、宮崎県が95.6とか何とかで、その差が21、それを入札制度改革をして、推計値として例えば85～86に落ちついた場合、執行残として大体どのくらい残ると考えておられるんですか。

○持原管理課長 今の前提で概算67億程度というふうに考えております。

○外山良治委員 わかりました。例えば、60数億が残る——残るという表現はどうか、ここで要望、意見を言うていいかどうかわかりませんが、宮崎県というところは九州でも市町村道、県道の整備率が非常に悪いと。もっと細かな数字を並べれば、例えば宮崎県下を1ブロックにし、特Aとか、8,000万とか、4,000万とか、それ以下200万云々かんぬんした場合に、それをばらした場合に、例えば3ブロックで分けた場合にどれくらいの業者があつて、そのブロックでは県道、市町村道の整備率が幾らで、6ブロックに分けた場合の市町村道、県道の整備率が幾らで、そういったことを十分カウントしながら、その有効利用ということは今後図っていただきたいと。そうしなければ今の建設業というのは全部干上がってしまうのではないのかというふうな感じがしますから、執行残と残された60数億というものを、今後の県土の均衡ある発展という視点、災害的視点、観光的視点、そういったことで市町村道、県道の整備の方に充てていただきたいと。これは部長の考え方をお願いい

たします。

○野口県土整備部長 今のお話でございますけれども、先ほど管理課長の方からお話がありましたように、落札率が高くても低くても、当然、差金が出てくるわけなんですけれども、それについては、本当に真に整備をしていかななくてはいけないところの事業を進めるために有効に使っていくのが我々の方針でございます。

○外山良治委員 もう一点、私は今回、機構の改革といいますか、例えば、入札制度改革担当、これは県土整備部、この前の質問でも申し上げましたけど、入札制度改革に当たって、審査委員会とか、発注する、こういったものは県土整備部から分離すべきだと、どうしてもその考え方は変わりません。今回、まだ変えていないということですが、今後の計画と、入札制度改革何とかかんとか会議というのがあって、委員が6人おって、そういった点について、今後、どういうふうにお考えになっているのか。発注も県土整備部の中に置くことは、官製談合の反省といいますか、そういうふうな点について疑義があると。ですから、こういった点についてどのようにお考えなのか、説明をお願いします。

○持原管理課長 実施方針の中でも一部うたわれておりますけれども、基本的に入札契約部門、もう一つ検査部門、これにつきましては、発注部局から分離する方向で今年度中に検討するということになっております。

それから、委員会の方でございますけれども、おっしゃったように、6人ということで現在やっておりますけれども、これにつきましては、発注部局から離れたような形で、あるいは人数をふやすような形で、それと具体的な調査権限を持たせるような格好で検討をするということになっております。よろしく願いいたします。

○外山良治委員 わかりました。以上です。

○萩原委員 部長か管理課長に初歩的なことをお伺いします。そもそも予定価格とは何ですか。

○持原管理課長 工事原価、諸経费率いろいろ計算しまして、適正に工事が執行できる金額の目安ということになるのかなと思っております。

○萩原委員 ということは、その予定価格で仕事を受けたら、その企業は企業として当然な利益も出るし、従業員にも県の職員に劣らない給料も出せるし、ボーナスも出せるし、非正規雇用よりも正規社員を常套に採用できるというのが予定価格でしょう。

○持原管理課長 ただ、その中でいろいろ業者さんサイドで競争をしていただいて、当然、私ども公共団体でございますので、最小予算の最大効果という原則がございますので、その中でいろいろ競争が行われるのかなと。結果、落札率というのが出てくるのかなというふうには考えております。

○萩原委員 それではもう一つ、最低ラインというのはだれがお決めになるんですか。どういう経過のもとに最低が引かれるのか。

○持原管理課長 工事原価でありますとか、そういうものを一定の方式で積み上げまして、発注機関において定めておるところでございます。

○萩原委員 というのは業界の皆さん方が、今の実勢価格、予定価格では実情に合わない、全部が全部合わんとは言いませんけど、合わない部分がたくさんあると。どう転んでみても予定価格を10%切って90を切ったら、とてもじゃないけれども、企業として大変に苦しい。それなりの資格者も常雇いしなさいよ、難しい仕事だったら現場の管理者もそれなりの頭数をそろえなさいよと。ですから、あなたたちが言う最低ラインを決めるのは、物件ごとに、最終的に時間

的に経過したときに、入札をした、応札がありますね、その時点で決めるのか、その5分前に決めるのか、だれが決めるのか、その辺も具体的に教えてください。

○持原管理課長 基本的には入札の時点で発注者が決めるということでございます。

○萩原委員 だから発注者というのはだれですか。知事の名前で決めるのか。

○持原管理課長 それは、それぞれ金額におきまして契約担当者というのが決まっておりますので、それぞれの段階になりますけれども。

○萩原委員 いつも見ていると、例えば、ほかの県ですよ、入札率が75%ぐらいで正当な競争を経たというか、そしたら年じゅう75%ぐらいで突っ込んでいったらどうなんですか。

○持原管理課長 確かに、最初の部分で議論をさせていただきましたように、一般競争入札が導入されて以来の状況を見てみますと、かなり低位での受注というのが実際出ております。そうなりますと、発注機関といたしましても、後の不良品の問題とかいろいろ出てまいります。下請のしわ寄せという問題も出てまいります。そういうことで、その辺は十分に今後、検証をしてまいりたいというふうに考えております。

○萩原委員 先週、NHKのドキュメンタリーで名古屋の不落というやつが出ていましたね。昨年度というか、399件。結局、仕事にはおいしい仕事とおいしくない仕事があると。かつては仕切り屋というか、お世話する人が、おいしい仕事とおいしくない仕事をセットで、あなたはこの仕事とこの仕事をついでに、こっちは余りよくない仕事だけど、これも一緒にしてくれんかということである程度やっていたと。ところが、それができなくなってきたというので、おいしい仕事にはみんな入札に来るけれども、お

いしくない仕事にはほとんど来ない。だから不落、結局、仕事ができなかったのが399件。名古屋も困っておると。そういうのが天下の一番公平であるNHKがやっておったんですが、それをどう思われますか。

○持原管理課長 私もそのビデオを見させていただきました。いろいろ地域、地域の事情というのもあるかと思えますけれども、うちの県ではまだそういう状況には至っておりません。

○萩原委員 僕は、一昨年、ここの委員長をさせてもらったときに、部会で横須賀市に行ったんですよね。建設業協会に行ったんです、いろいろ調べるために。そうしたら、ペーパーカンパニーが相当入札に応募してきて、一般の県民の方は入札というのは1日に何十件も、各事務所を入れると数十件出るなんてことはわかっていないんですよ。ですから、横須賀の場合は、ペーパーカンパニーが1日に4件も5件も落札したそうです。ですから、落札者をそのボーダーラインの75ですぐ決めるんじゃなくて、下から3社から5社、第1次合格者で、それから全部市の職員が総がかりでチェックしたそうです。ペーパーカンパニー等が落札する危険性はないのか、その辺のチェック体制は十分なのか、その辺もお聞きしたいんです。

○持原管理課長 私どもでは、まず、建設業の許可の段階、これで第1段階、それから経営事項の審査というのを毎年やっております。その段階。あるいは信用情報が入ってまいります。例えば、不渡りを出したとか、そういうのは指名でありますとか発注する段階でチェックをかけておりますし、施工の段階で、例えば著しく低価格で入札をした場合、そういうものにつきましては、重点的に監督検査をしたり、あるいは、今、検討しておりますけれども、特別な検

査チーム等を構成しまして、重点的な監督検査をやっていこうと、そういうことでそういう業者を防ごうということで対応したいと考えております。

○萩原委員 最後にちょっと部長に、部長、これから競争入札になった場合に、一方で1万人雇用拡大と言うけれども、例えば3年後はどのぐらいの予想を立てていらっしゃるでしょうか。現在の建設業の数から、すそ野の広い建設関連産業の従業員がどの程度、予算にもよるでしょうけど、予測をちょっとお話ししていただけますか。

○野口県土整備部長 3年後の予測ということですが、方向的には、やはり経営力がすぐれている、あるいは技術力を有しているというような会社がしっかり育成されて、それは公共工事を含めて育成されて、県土の社会資本の整備に貢献してくれる、あるいは地域の災害やなんかに貢献してくれる、あるいは雇用に貢献してくれるというような方向に持っていくために、しっかりと各建設事業者さんの方でそういう体制をとっているかというようなことも含めて、入札の要件等、あるいは入札した後もしっかりと工事の監督やなんかを県の方では進めていきたいと。

一方、先ほど委員の方からお話があった、例えば、ペーパーカンパニーというようなものももし存在しているということになったら、そこまでは県としては責任を負いかねるというような状況だと思っております。具体的な数につきましては、申しわけないですけども、幾つ幾つというような話は県として出しておりません。

○横田委員長 そのほか、ございませんか。

○武井委員 御質問させていただきます。ちょっと違う関連から1点なんですけど、私、こちらに

初めて参りまして出先機関のところを見ておるんですが、土木事務所の統廃合というのはもう少しできないものなのかというふうに思うんですが、例えば、私も前、県内に営業所を持っている民間会社におったんですが、宮交バスなんですけど、西都とか高鍋というのは当然、統廃合しましたし、高鍋、串間も当然ながら宮崎とか日南とかに統廃合されるべきであると思うんですが、出先機関が非常に多い印象を受けますけれども、その辺の統廃合についての計画ないしは予定等があれば教えていただきたいと思っております。

○持原管理課長 おっしゃるように、IT部門の進化、あるいは道路事情が非常によくなってきております。そういうことで過年度からいろいろ検討をいたしておりますけれども、最終的、今年度、現状で考えているのは、南那珂部分、日南・串間土木事務所の問題、中央部では宮崎と高岡土木事務所の問題、西都と高鍋土木事務所の問題、その辺の統廃合を含めて、今年中に最終的な結論を出すということでいろいろ検討いたしておるところでございます。

○武井委員 ありがとうございます。

港湾の事務所というのは、どうしても港の至近になければならないものなんですか。例えば、河川と国道というのは国なんかは一緒にしていますけれども、こういうものというのは一緒にするということはできないものなんですか。

○持原管理課長 港湾事務所というのは港湾の建設とあわせて、港湾の管理というのが非常に密接に現場と関係があるように考えております。そういうことで、基本的には港湾の近辺で建設とあわせて管理業務を担うのが適当かなというふうに考えております。ただ、いろいろ駐在所等を抱えておりますので、そのようなものにつ

きましては、整理統合というようなことで考えておるところでございます。

○武井委員 結構です。ありがとうございます。

○水間委員 ちょっと聞かせてください。実は、18年度、県土整備部小林土木事務所の流れで、今回、旧須木村の皆さん方がいろいろ言われておったのが、新軍谷トンネルの漏水工事なんですね。これはたしかでき上がってからもう30年になる、昭和48年ぐらいという話だったんですが、いまだにその漏水防止工事をしなきゃならない、この工事費だけでも10億近いんじゃないかというような話があるんですが、これはどなたか御存じの方、いらっしゃいますか。

○東道路保全課長 軍谷トンネルにつきましては、漏水があるということで、今やっていますけど、19年度まで工事にかかる予定です。

○水間委員 新たに掘った方がいいんじゃないかというような表現もあるんですよ。なぜ、今まで約8億か10億に近い漏水の防止工事をしなきゃならなかったのか、そこ辺の原因究明というのはわかっているんですか。

○東道路保全課長 トンネル自体は調査しまして大丈夫だという結果が出ています。水をとめるというのが非常に難しいことでありまして、1カ所とめましたらその横から出てくるというような現実がありまして、対策に苦慮しているところです。

○水間委員 ですからね、地域住民の皆さん方、須木の人たちはみんなあそこのトンネルを通過しないと小林に出れないんですが、本当に心配をされているんですよ。いつ、何どき、どんな崩落事故が発生するのかわからないのか、毎年毎年、漏水工事費で1億何ぼ要る、こんなことをやっているよりも、また新たにどこかにトンネルを掘ってもらった方がずっと安心だというよ

うな表現もあるんですよ。ですから、後でいいですが、今までこの漏水防止に大体どのくらいの金額が必要だったのか、それと19年度で漏水が本当にとまるのか、そこらあたりを報告してください。

○東道路保全課長 後日整理して説明したいと思います。

○水間委員 お願いします。

○蓬原委員 最後になるかと思いますが、景観法なんですけど、精神面のことを啓発するための基本方針なんですけど、それとも、最終的には、「県の基本方針に従って市町村が景観計画を策定して、住民・事業者は実践」となっていますが、これは、予算を伴って、具体的にどういう行動をするんですか。気持ちはわかるけど、何するんだというようなことがよくわからないんですけど。

○河野都市計画課長 都市計画課でございます。今、委員から景観についての御質問なんですけど、今まで高度成長時代ですけれども、大きく経済が伸びた中で、人口もかなりふえてまいりました。そういう中で農地とかが開発されました。いろんな住宅団地ができたわけですけれども、それに伴いまして、道路とかの社会資本整備というのが大分上がってきたわけですけれども、平成16年に景観法が制定されたわけですけれども、生活の中でゆとりと安らぎというふうなことが求められておりまして、特にいやなんですけれども、そういう状況の中で、新たに景観を見直そうという動きが出てきたものでございます。

そういうことで、景観につきましては、一番住民に近い市町村が景観行政団体というふうなことになるしまして、このパンフレットにありますように、住民と市町村、県というスクラムの

中で景観について考えていこうというふうなことで、特に、住民につきましては、地域づくりといえますか、住民に景観を知ってもらおうという啓発活動を重点的にやっていきたいというふうに思っております。そういうことで、住民に啓発するために、景観のシンポジウムとか、景観セミナーといったものを開催していきたいと。また、市町村ですけれども、景観行政団体というふうなことになるまで、各市町村で景観に関する条例を今後つくっていくというふうなことになります。特に、景観については、宮崎市あたりもかなり積極的に力を入れておりますけれども、県としましても、市町村の景観に対する支援といえますか、そういったことで、県、市町村、住民の体制づくりというものを今後やっていきたいというふうに考えております。

○蓬原委員 具体的には何か法律の縛りとか、それに伴う予算とか何かあるんですか。

○河野都市計画課長 景観については、先ほど言いましたように、市町村が景観行政団体というふうになるわけですけれども、今後、景観の基本計画をつくっていくわけでございます。

○蓬原委員 具体的に何をやるのかということですよ。

○河野都市計画課長 景観に関する支援の具体的なものですけれども、要するに、景観基本方針というものを市町村につくっていただくわけですけれども、その市町村の取り組みについて支援をしていくというふうに考えております。当然、景観計画というものを策定するわけですけれども、そういったものについて支援を今後、検討していきたいというふうに思っております。

それから、各行政職員の方にも景観を知っていただくということで、行政職員に対する景観意識を高めるということで、県とか市町村職員

を対象に、景観研修といったものを進めていきたいというふうに考えております。

○蓬原委員 きょうはこれでいいです。具体的に何をするか見えてこないんですけど。

○水間委員 きょうの読売新聞に、宮崎県の発注工事落札率が81%、急落と出ているんですが、県土整備部としてはこの委員会等にはこういう説明をしないんですか。81%に急落した現状というのは、委員会で要求をしないと資料も出さない、あるいは説明もないということではないでしょうか。

○持原管理課長 今回のニュースにつきましては、ホームページで公表している情報をもとに取材があつて、お答えした内容で記事にされたものというふうに理解しております。委員会に対しましては、今回、年度ごと、18年度の総体の結果というのを報告させていただきましたので、後、随時また報告させていただきたいというふうには考えております。

○水間委員 それともう一点、配置予定技術者報告書不備ということで、摘要欄には無効と書いてあるんですが、この技術者報告書、どういう意味なんですか。初歩的な質問ですみません。旭・豊松経常建設共同企業体ですよ。

○児玉技術検査課長 配置予定技術者というのは、こちらが求めて、一回、応札を受けます、そうすると、その中に主任技術者とか管理技術者、それなりの者がいるか否かということで、その所定の技術者がいなかったと、そういった報告書の不備という扱いになっていると思っております。再度確認させてください。

○持原管理課長 これだけでははっきりしないんですけれども、一定の工事ごとに、1級の土木施工管理技師とか、2級でいいとか、いろいろ条件をつけております。その報告書が例えば

不備であったと、最終的な意味というのはこれだけではわからないので、そういう意味でございます。

○水間委員 最終的にはわからないということですから、正確に調べて御報告をいただきたいと思えます。お願いします。

○横田委員長 では、報告をお願いいたします。
そのほか、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終わります。執行部の皆さん方、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時44分休憩

午後 2 時48分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず、5月15日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の「委員長会議確認事項」とおり、委員会運営に当たったの留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もございますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページの「(5) 閉会中の常任委員会」についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、継続案件を審議する必要がある場合、あるいは緊急に協議する事項が発生した場合等には、適宜、委員会を開催するというものであります。

次に、2ページの「(8) 常任委員長報告の修正申し入れ及び署名」についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会での内容を委員長一任とした場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行

うこと、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

次に、3ページの「(12) 調査等」についてであります。

まず、アの県内調査についてであります。3点でございます。1点目は、調査中の陳情・要望等について、事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査に反映させれば事足りるということで、「後日、回答する旨等の約束はしない」ということであります。2点目は、委員会による調査でありますので、個人行動はできる限り避けるというものであります。3点目は、県内調査ではありますが、特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。なお、委員会の県内調査につきましては、表のとおり取り扱うこととなっております。このうち、日程につきましては、必ずしも2泊3日という日程を前提とせず、宿泊地の交通事情を考慮することや調査先を厳選することなどにより、例えば、1泊2日と日帰りといった日程なども可能と思われま

す。次に、イの県外調査についてであります。節度ある調査を行うため、個人的な調査、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着、さらには単独行動を避けることを確認するものであります。なお、県外調査につきましては、表のとおり、「3泊4日以内」の日程で行うこととなっております。

最後に、ウの国等への陳情につきましては、必要に応じて、所管する事項について関係省庁等に行うというものであります。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと存じます。皆様には、確認事項に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、今年度の委員会調査など、活動計画案について書記に説明させます。

○古谷書記 説明いたします。

お手元にお配りしております「平成19年度商工建設常任委員会調査等活動計画（案）」をごらんください。

まず、県内調査についてであります。本年度も県内を県北、県南の2地区に分けて実施するものとし、県南地区を7月2日（月曜日）から4日（水曜日）にかけて、県北地区を7月31日（火曜日）から8月2日（木曜日）にかけて、いずれも2泊3日以内で実施する予定であります。

次に、県外調査であります。本年度は8月27日（月曜日）から30日（木曜日）に3泊4日以内で実施する予定であります。

次に、閉会中の委員会についてであります。7月20日（金曜日）、10月29日（月曜日）、1月23日（水曜日）を予定日とし、内容等については直前の定例会の委員会で確認する予定であります。

最後に、国等への陳情についてであります。陳情は、必要に応じて、所管する部局の陳情項目を関係する省庁等に対し行う予定としておりますので、よろしく願いいたします。

委員会の活動計画については以上であります。

○横田委員長 書記の説明が終わりましたが、活動計画案にありますとおり、7月2日～4日及び7月31日～8月2日の日程で県内調査を、8月27日～30日の日程で県外調査を実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先について御意見・御要望がありましたら、お伺いしたいと思います。

○坂元委員 調査先ではありませんが、宿泊地

は都城・北諸と小林の方で御配慮いただいて結構です。日南市を御配慮いただかなくて結構です。あとは一任します。

○蓬原委員 視察先なんですが、都城方面をお通りのようですが、ちょこっとでもいいんですが、私の地元の話で申しわけないんですが、狭隘な橋が大淀川の支流沖水川にありまして、ほんの10分でいいですから、そこを通っていただいて、ちょこっとお見て見ていただくありがたいなと思うんですが、これ、地元からの大きな要望になっておりますので。

○坂元委員 従来、県の執行部が見てもらいたいというのは、でき上がったきれいな橋とか道路なんかを見せたがるんですが、今、蓬原委員から出ましたように、いろいろ地元から長年出ている要望箇所とか、懸案事項、解決しなきゃならない場所を優先的に視察していただきますようお願いいたします。

○蓬原委員 あえてつけ加えますならば、何とか事業、何とか事業なんですよ。結局、県が全部やっている事業をどうぞ成果をごらんくださいということだから、そうでないものを見て、これが問題じゃないかと、問題になっているところを見ていただきたい。

○坂元委員 冗談抜きにして、今、日南でも視察箇所が出ているんですよ。酒谷榎原線とか、益安川とか、堀川運河とか、全部今、施工中なんですよ。施工しているから見せたいわけですよ。じゃなくて、まだ今から施工しなきゃならん、まだ事業予算もついていない、調査費もついていないというところを私はやっぱり見るべきだと思っておりますので、よろしく願いします。

○横田委員長 わかりました。

県外も含めてどうぞ。

○濱砂委員 県外なんですけど、先ほどもちょっと話が出ましたように、一般競争入札導入の結果、先進じゃないですが、先例地等をぜひ視察をしたいと思いますので、長野県をぜひ行程の一つに入れていただけませんか。話によりますと、9,000社あった建設関連業者が5,000社に減ったというような話もありますし、ぜひ、視察の一つに加えていただきたいと思います。

○横田委員長 実は調査候補一覧というのがお手元に配付されていると思いますから、そういうのも参考に見ていただければと思います。

今のは県土整備部関係ばかりだったんですが、商工観光労働部関係とかももしよかったら出していただきたいんですけど。

○蓬原委員 県外の場合、知事が自動車産業が云々などという、知事がどこまで自動車産業たるもの、それからそういう製造業に詳しくておっしゃったかはよくわかりませんが、自動車産業を将来誘致したいというようなことをおっしゃっておいりましたので、そういう工業先進地といいますか、そういうところを見るのもいいんじゃないかと。例えば、昔で言う北九州工業地帯あるいは阪神工業地帯、名古屋の中京工業地帯、横浜の工業地帯もあるわけだけど、そういう先進地の工業地帯というのを見るのもいいんじゃないかなと思うんですけど、商工観光労働部に関してですね。

○横田委員長 そのほか、ございませんか。

○萩原委員 まちづくり3法でまちづくりがよく進んでいるところがあったら、ちょっと調べてほしいと思うんです。

○横田委員長 わかりました。

それでは、県内調査、県外調査の日程、調査先等につきまして、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、何かありませんか。

○濱砂委員 次の委員会にきょう求めておりました入札結果一覧、103件程度だったと思いますが、全部の資料提出をお願いいたします。入札業者、金額、すべてのものを。

○横田委員長 今度の委員会に間に合えばいいですか。

○濱砂委員 できたら早い方がいいです。そのときに質疑するのは早くもらった方がいいでしょうから、できればあしたにもでき上がれば下さい。

○横田委員長 全員に配った方がいいですね。

○濱砂委員 もちろん。この委員会の要求ですから。

○横田委員長 わかりました。

○外山良治委員 委員会での資料請求はきょう、3件ほどありました。確認がされていませんが、委員長の方から3ないし4点の資料請求があったということを確認の上、今、濱砂委員がおっしゃったように、今、県議会の場合には個人に配付するでしょう。委員会としての資料請求ということを確認の上、委員会に配付をしていただいて、かつ、その資料をもってまた議論がある場合が私は多いと思いますから、ぜひ、委員会で配付をしていただきたいと思いますということを要望いたします。以上です。

○坂元委員 今、濱砂委員と外山委員のに関連してですが、私個人は、うちの会派の会長を通して、10円でも20円の物品購入でも、すべての契約案件を議員に出してくれと、とにかく物品管理課から全部。県病院の薬の購入から全部出

してくれというふうに私は申し入れしているんですよ。だから、ここの委員会でも、例えば、コンサル料でも随契の10万円の設計業務でも全部、月報でこの委員会に出せということと言ってもいいと思うんですよ。しかし、私が要求しているように、すべての部局、各課が月ごとに鉛筆1本なりとも全部出せば、今おっしゃったことも、どっちが優先になるか知りませんが、私は一応、会派の責任者にはすべての購入、契約、売買を毎月出せというふうに求めておりますので、その整合性をまた。

○横田委員長 ということですが、委員会としての資料提供はやっぱり委員会でもらった方がいいですね。では、そのようにいたします。

○萩原委員 もう一点、もうちょっと親切に書きなさいと。何%入札で、すべてが何%なんかここに計算機を持ってきてやらにやいかんわけでしょう。マスコミで81%でしたと言うけど、ここでパーセントなら何%の入札率かなんて、もうちょっと親切をもって旨としてほしいということが必要ですよ。

○横田委員長 そういうことでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員 この前、アルバムの問題をやられましたね。全国で5,000万。ここで100万ですか。議員の大半が、1人、2万幾らかかって、4年に1遍それがつくられているということを知らなかったんですよ。予算の審議でもしてないですよ。なぜかという、市議会、町議会の経験のある方は、款・項・目・節まで資料をくれましたから、その節の中にそういう支出項目があったなというのはわかるんですね。ところが、この場合は、非常にある意味、効率よくやるために、款と項までやる。それも大きな目新しい事業しか説明しないもんだから、中身

の目・節まで知らないんですよ。だから、アルバム代があったやろうと言われても、ええ、そんなのがあったのかというふうなお恥ずかしい状況になっているんですよ。

ということは、我々は予算の審議に際しては、場合によっては節のところまで要求する場所があるよということはこれからやっておかないと、この前みたいな自分たちがもらうアルバムの存在も知らなかった、予算も知らなかったということになるんで、それは委員会の違いもあるんですよ。委員会にいた人が皆、100%アルバム代というのが18年度の当初予算で組まれたのを知っていたか。審議はしたことになっているが知らなかったというのが現実ですから、さっきの官製談合が見抜けなかったという話、どういう契約をしたかというところまでやるということからすれば、場合によっては節のところまで要求する場所があるよということを考えておくというか、執行部に申し入れはしておいた方がいいと思うんですよ。

○坂元委員 そうなると今度は決算の不用額100万円以上というのが消えますね。前はなかったのよ、100万円以上というのは。だから、節の説明まですると、事業費だけでもずらっとあるわけだから、膨大な資料になると。しかし、審査はそういうふうにするべきなのかなということになるがな。

○蓬原委員 私の言い方は、場合によっては従来のその説明の仕方結構ですが、こちらが問題とするような箇所がある場合は節まで要求する場所があるよということを心構えしておいてほしいと。

○横田委員長 全部の資料を提供しなさいというわけではないですね。

○蓬原委員 そういうことですよ。

○外山良治委員 そういったことは本当、僕らもここに来てびっくりしています。ですから、款・項・目・節まで等の問題等、決算分科会の100万以下は云々かんぬんというやつ、これは議運なら議運で議論してもらって、いやいや、これは議運事項ですよ。

○坂元委員 小委員会が今度できたやつやろ。

○外山良治委員 小委員会でもどこでもいいんですが、そこら辺で一定程度の議論をしていただいて、共通の認識の上に立った方がいいんじゃないかと私は思います。以上です。

○横田委員長 たまたま議会運営委員長がおられますので。

○濱砂委員 うちの委員会で資料要求を、さきの入札結果いかんということだったんですが、個々の備品等についてうちの所管の各部から出すということですか。

○坂元委員 先ほど関連して言ったのは、私は、うちの会派の会長を通じて、全部の県会議員に配れと。官製談合が見抜けなかったなんて、橋の設計なんてわからんわ、あれじゃ。だったら、そこ辺のロッカーをいつ、何ぼで買ったのかとか、どこから買ったのかという物品調達までずっと全部公開して、毎月月報でいいから我々に報告しろと。だから、それはうちの会派を通じて申し入れているんで、それをやるというのなら、各委員会すべて包括して全部出てくるよなという意味を私は言ってるんです。しかし、だめだというふうに執行部が言うんなら、じゃ、うちの委員会だけでも、所管のだけでも全部出せということ求めていくということになりはしないかと。

○濱砂委員 結局、今回はここだけということですか、要求は。

○横田委員長 さっきのやつでしょう。さっき

のやつは要求します。

○濱砂委員 いやいや、備品やすべてのものを含めて。

○横田委員長 それでは、次の委員会には、先ほど要求がありました資料提供を委員会あてにお願いしますので、よろしくお願いします。

そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後3時7分閉会